

令和6年第1回竹原市議会定例会議事日程 第4号

令和6年2月28日（水） 午前10時開議

会議に付した事件

日程第 1 一般質問

(1) 宇野 武則 議員

(2) 松本 進 議員

(3) 山元 経穂 議員

令和6年2月28日開議

(令和6年2月28日)

議席順	氏 名	出 欠
1	平 井 明 道	出 席
2	村 上 ま ゆ 子	出 席
3	蕎 麦 田 俊 夫	出 席
4	下 垣 内 和 春	出 席
5	今 田 佳 男	出 席
6	山 元 経 穂	出 席
7	高 重 洋 介	出 席
8	堀 越 賢 二	出 席
9	川 本 円	出 席
1 0	大 川 弘 雄	出 席
1 1	道 法 知 江	出 席
1 2	吉 田 基	出 席
1 3	宇 野 武 則	出 席
1 4	松 本 進	出 席

職務のため議場に参加した者は、下記のとおりである

議 会 事 務 局 長 笹 原 章 弘

議会事務局係長 道 面 篤 信

説明のため議場に参加した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名	出 欠
市 長	今 榮 敏 彦	出 席
副 市 長	新 谷 昭 夫	出 席
教 育 長	高 田 英 弘	出 席
総 務 企 画 部 長	平 田 康 宏	出 席
観光まちづくり担当部長	國 川 昭 治	出 席
市 民 福 祉 部 長	塚 原 一 俊	出 席
建 設 部 長	梶 村 隆 穂	出 席
教育委員会教育次長	沖 本 太	出 席
教 育 委 員 会 参 事	富 本 健 司	出 席

午前１０時００分 開議

議長（大川弘雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員は１４名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

お手元に議事日程第４号を配付いたしております。この日程のとおり会議を進めます。

日程第１

議長（大川弘雄君） 日程第１、昨日に引き続き一般質問を行います。

質問順位４番、宇野武則議員の登壇を許します。

１３番（宇野武則君） それでは、令和６年第１回定例会一般質問を行います。

１点目として、行政監査報告について伺います。

報告書は下記のとおりであります。

監査の種類、地方自治法に基づく行政監査。監査の目的、竹原市契約規則に基づいて物品調達事務が適正に執行されているか。監査の着眼点の事務事業は経済的、効果的に執行され、改善すべき点はないか、事務執行は法令等に従って適正に行われているかということとであります。

全体調査結果、全数７４６件、適用事務数４３４件、要調査数３１２件、２社以上見積書を徴さなかった、契約書なし２５７件、２社以上見積書を徴したが支払い書に未記入、急を要する１０５件、取引履歴あり２５１件。調査月別では１０月２６２件、４９万１，１９１円、１２月２０２件、６０２万３，００２円、４月２８２件、１，１７８万４，６３２円であります。

指摘事項、本市契約規則にある事項が守られていない。２、物品などの購入において全て契約書を作成しなければならないが、作成されていないので作成すること。３、物品等の購入において原則２社以上の見積書を徴さなければならないが徴されていない、徴すること。竹原市契約規則、市長は随意契約の場合、２人以上の者から見積書を徴さなければならない。監査委員から市に報告書が提出された後、副市長は関係部課長に指摘事項についてどのように指示されたのか、あるいは何ら指示されなかったのか、お伺いします。

２点目として、県合同庁舎は、市、商工会議所ともに使用面積に対して県に使用料が納められていたと思いますが、その額はどれぐらいになるのかお伺いいたします。

次に、創建ホームビルを寄附受納後は会議所に無償貸与が早々と決定。同ビルを一般賃

貸の場合どれぐらいの額かの質問に対して、市長は幅はあるが年額５００万円から１，０００万円と答弁されたが、会議所は市民の大きな負担によって運営されることになるが、行政改革の足かせになるのでは。市長の御所見を伺います。

次に、商工会議所の運営原資は会員の会費と答弁。同ビルは会議所は無償貸与されておりますが、加えて市から補助金等が出されておりますが、今後も継続されるのか、その正当な理由はあるのか、市長の御所見を伺います。

次に、令和５年第１回定例会で創建ビル寄附受納時に耐震強度の診断書を求めるべきとの質問に、市長は鉄筋コンクリートの場合は５０年から７０年、適正に管理すれば１００年と答弁されたが、学術的知見に基づくものか、現在もその認識に変わりはないのか、御所見を伺います。

３点目として、財政健全化計画について伺います。

私は、令和４年第４回定例会一般質問で財政健全化計画の総括について質問いたしました。市長は、現下の厳しい財政状況の中、平成３１年１月策定の財政健全化計画に基づき取組を進め、令和３年決算において２年続けて基金が増加するなど、計画策定後は３年間の取組において着実にその成果は出ております。しかし、人口減少、市税や地方交付税などの減少、少子高齢化等による社会保障関連経費増加など、今後も厳しい財政運営が続くことが想定され、市民ニーズや事業の選択と集中、限られた財源を有効活用、将来の行政サービスを継続提供できるよう持続可能な安定した財政運営に取り組むと答弁。私も、市長答弁のとおり、財政の今後においては厳しいことは共有するところであります。

市長答弁の事業の選択と集中は、今後の行政運営には基本的取組と思いますが、その施策を追求するためには市民への説明と理解、協力は欠かせません。最終的には市長のリーダーシップと思いますが、市長の御所見を伺います。

４点目として財政問題について伺います。

令和２年度市営住宅（中高層を除く）管理戸数は５５１戸で、入居者は２８１戸、納付額は２，０１２万４，１８６円で、修繕費は１，１１９万３，１６４円、今後入居者減、修繕費、人件費の増が十分予想されます。今後も現状を継続されるのか、市長の御所見を伺います。

次に、建物撤去費について伺います。

市立体育館撤去費は、面積１，０６９平方メートル、受注金額は４，９６４万５，０００円、下請業者受注額は１，３００万円、竹原小学校屋内運動場解体事業は市内業者７社

による指名競争入札、面積約1,369平方メートル、落札額は2,252万9,500円、福祉会館解体費は約6,000万円、解体業者の受注金額は約2,000万円と伺っておりますが、竹原小学校を除く2件、受注業者は建設業者であります。現状の発注方法は問題が大きい。竹原小と同様、分離発注が正常な方法と思いますが、市長の御所見を伺います。

次に、令和2年度委託費300件、予算16億4,000万円、補助金79件、予算3億700万円、単市補助金1億400万円、合計21億5,100万円、前記補助金、委託費について庁内各部署にどのように検証され、継続、廃止されているのか、あわせて3年間の予算事業の増減があれば伺います。

次に、現在、国は東京一極集中のため、移住支援策を強化推進いたしております。全国自治体においても受入れ体制を整備強化されております。

広島県においても移住支援対策費を1億円から2億円に増額し、家族支援まで拡充し、取り組んでおります。

本市においては、人口減を最大の政治問題と認識いたしております。現在、県外に発注されている指定管理事業は本市には何らメリットはありません。全て見直し、県内、市内企業に委託し、雇用の場の拡大に転換すべきと思いますが、市長の御所見を伺います。

最後に、観光振興について伺います。

観光資源の魅力や課題、ニーズ等を分析、目標を設定、地域一体で観光客増加に向けた効果的施策を進め、持続可能なまちづくりに向け、今回設定した一般社団法人竹原観光まちづくり機構の下、今ある観光資源を生かしながら、竹原ブランドを形成させるなど、戦略的に取り組むことでさらなる交流人口の拡大に取り組んでまいりますと答弁されておりますが、関係者、市民の中にはどのような方向性で事業が進んでいるのかとの疑念の声もありますが、関係者とは定期的に経過報告等をされ、意見等を求めることが必要ではないか、市長の御所見を伺います。

以上、壇上での質問を終わりますが、答弁によっては自席で再質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（大川弘雄君） 順次答弁願います。

市長。

市長（今榮敏彦君） 宇野議員の質問にお答えいたします。

1点目の行政監査報告についての御質問でございます。

行政監査につきましては、地方自治法の規定に基づき、本市の事務執行について監査委員により監査が実施されるもので、御質問の竹原市契約規則に基づく物品調達事務の執行に係る監査は、令和４年度に行われたものであります。

この行政監査の結果、一部の事務において契約書の未作成や２社以上の見積りの徴取がなされていないことなどの指摘をいただいたところであります。この結果を受け、関係部署に当該指摘内容を通知し、契約規則の遵守に対する周知を図るとともに、支出命令書に契約書または見積書の写しを添付するなど、チェック機能を強化しております。今後におきましても、契約規則をはじめ関係法令等を遵守し、適正な事務の執行に努めてまいりたいと考えております。

次に、２点目の商工会議所についての御質問でございます。

旧たけはら合同ビルの維持管理費の負担につきましては、施設を使用していた令和４年度の実績として全体で５，３９０万円であり、この内訳は広島県が３，６００万円、竹原市が１，１６５万円、竹原商工会議所が６２５万円の負担となっております。

旧創建ホーム本社屋の賃料の試算につきましては、市が賃貸借している他の事例等を参考として答弁したものでありますが、竹原商工会議所への無償貸付は、難航していた竹原商工会議所の移転先確保に加え、本市の活性化に資するよう活用することを目的に創建ホーム株式会社から御寄附いただいたものであり、その意向を考慮して無償貸付について令和４年第４回市議会定例会において議決をいただいた上で、契約を締結しているものであります。

竹原商工会議所への補助金支出につきましては、小規模事業者の経営相談や市内の消費喚起に向けた商品券事業などを対象としたものであり、本市の商工業振興に資するものであることから、今後も引き続き実施してまいります。

旧創建ホーム本社屋につきましては、新耐震基準の鉄筋コンクリート造であり、設備もこれまでに更新されていることから、今後も適切に維持管理することで長期にわたり使用することが可能であると考えております。

次に、３点目の財政健全化計画についての御質問でございます。

本市では、現下の厳しい財政状況の中、平成３１年１月策定の財政健全化計画に基づき、取組を推進した結果、目標達成できる見込みとなったことから、令和５年度までの計画期間を前倒しして計画を終了したところであります。

しかしながら、人口減少などによる市税や地方交付税などの歳入の減少、少子高齢化等

による社会保障関連経費の増加など、今後も厳しい財政状況が続くことが想定されることから、市民の理解と協力を得ながら、事業の選択と集中を図り、将来にわたり必要な行政サービスを継続して提供することができるよう、引き続き安定的な財政運営に努めるとともに、総合計画及びデジタル田園都市国家構想総合戦略で掲げる施策を着実に実行し、誰もが便利で快適に暮らせる持続可能で魅力あるまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

次に、４点目の財政についての御質問でございます。

市営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することを目的に整備し、住宅セーフティネットの根幹となるものであります。

住宅の管理につきましては、令和３年３月に策定した第２期市営住宅長寿命化計画において、将来的な公営住宅の需要の見通しを踏まえた必要戸数の大幅な削減や安定的な供給を実施するための方針等を定めております。この計画に基づき、限られた財源の中で市営住宅ストックを有効かつ効果的に活用するため、用途廃止を実施する一方で、ライフサイクルコストを踏まえた長寿命化対策、維持管理を適切に実施することにより、引き続き市営住宅がセーフティネット機能を果たせるよう努めてまいります。

次に、建物撤去に係る分離発注についてであります。

建設工事については、建設業法に定める工事の種類により発注を行っておりますが、工事内容によっては市内業者の受注機会を増やし、もって市内経済の活性化を図るという考え方の下、その効果が見込める場合には一部の工事について分離発注を行っているところであります。

しかしながら、分離発注はそれぞれの工事ごとに積算を行うことから、単独業者に工事を発注するよりも工事費に係る予算が通常より多額となるという側面があるとともに、設計金額などの関係から入札参加資格を満たす市内業者が少なく、市外業者を含めた入札を行う必要が生じ、結果として市外業者が受注することとなるなどのデメリットもあります。こうしたことから、工事の発注手法に関しては、メリットやデメリット等を総合的に判断する中で発注する工事ごとに最適な方法を採用しながら、引き続き適切な工事発注事務に努めてまいります。

委託料、補助金については、毎年度予算編成時において、事業ごとに精査を行っているところであります。

委託料については、事業内容、事業に係る人役、物件費等について精査し、補助金につ

いては、補助金交付先の交付申請書、前年度の実績報告等により事業内容を確認し、事業の必要性や金額の妥当性なども含め、効果検証を行っているところであります。また、令和5年度予算における委託料の予算額は、約19億4,000万円、補助金の予算額は4億800万円で、令和2年度と比べ増額となっております。

なお、補助金のうち単市補助金は約9,800万円となっております。これは、新型コロナワクチン接種に係る各種委託料、防災・減災対策に係る工事設計委託料、新型コロナウイルス感染症や物価高騰対策に係る事業者支援補助、あるいは本市の事務事業の一部を一般社団法人竹原観光まちづくり機構が実施することとなったことなどによる委託料、補助金への科目変更などが主な要因として挙げられ、委託料、補助金につきましては、事業を執行する上で、各年度間において様々な要因により増減いたします。

今後も引き続き、毎年度事業の費用対効果などを検証し、効果が小さい事業については、廃止、縮小を行うなど、事業の選択と集中に取り組み、適正な予算編成及び執行に努めてまいります。

指定管理業務につきましては、事業内容を勘案して公募等により指定管理業者を選定しており、内容によっては県内に有効な実績等を有する事業者がいらないことから県外事業者が受託することもあります。施設の管理運営を主たる業務としていることから、従業者は市内や近郊の居住者が雇用されており、地域での雇用は維持されているものと考えております。

今後におきましても、民間のノウハウを生かして多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応できる指定管理者制度を活用することで、市民の皆様によりよいサービスを提供し、利用しやすい施設運営を行ってまいりたいと考えております。

次に、5点目の観光振興についての御質問でございます。

一般社団法人竹原観光まちづくり機構の関連事業につきましては、事業の方向性や各事業の進捗状況など、これまで総会や理事会において定期的に関係者への経過報告等を行うとともに、タネットやSNS等を通じて、市民に対しても広く発信しております。

また、竹原市観光振興計画を踏まえた具体的な行動計画であるブランディング戦略の策定に向け、広島県観光連盟をはじめ、宿泊事業者や交通事業者等の観光関連事業者が参画した竹原未来のブランド戦略検討委員会における協議や、地域、事業者の皆様のアイデアを戦略に反映させるためのワークショップを全3回実施するなど、幅広く意見をいただいているところであります。

今後におきましても、竹原未来のブランド戦略検討委員会やワークショップを発展させた場の設置により、様々な施策を進めていく上で関係者と定期的な議論等を行うとともに、タネットやSNS等の媒体を活用した情報発信に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（大川弘雄君） 13番宇野議員。

13番（宇野武則君） 監査報告について、特に4月は10月、12月の倍以上の件数、予算であります。これはどういう理由か、4月駆け込みが多いのかどうか、その点について伺います。

議長（大川弘雄君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） 行政監査に関する御質問でございまして、議員のほうから調査月によつての契約数、額について4月が多いのではないかという、その原因でございしますが、4月分の契約につきましては、年度契約ということで当該年度の4月から翌年の3月までの年間の契約が多数を占めているということでございまして、そういった意味で年度当初の4月時の契約数及び契約額がほかの月に比べ多くなるものと考えております。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 13番宇野議員。

13番（宇野武則君） 監査委員の報告、指摘事項は大変重要なもので、予算執行上の基本になるようなこともございますので、しっかりと対応していただきたいと思ひます。

広島県の監査委員が、かつて私がはや五、六年になるか、プロポーザル方式での契約件数が100件のうち50件が1者応札であると、改善を強く求められております。プロポーザルは、実際、行政が対応できないような非常に高度な技術、資格を要するようなものについては、業者が限定されますのでやむを得ない部分もありますが、竹原市のようにプロポーザルをどういう形で取り入れたのかちょっと疑問であります、大体1者応札はずっと私は検証してみましたが、広島のほうでも大体談合で摘発されるのはこのケースなのです。特殊な事業だから誰それと参画できないから、このエリアはこの業者、このエリアはこの業者と云つて、ここらが抜け穴なのですね、談合の。だから、安易にこういう方式を取り入れるよりはやっぱり身近な問題でいえば図書館なんかそうですね。そんなに技術が要るものでもないと思ひますがね。

そういうことで、やっぱり監査委員の報告というのは相当厳しい内容だったのだろうと

思います。その点についてしっかりと、これは事務の総責任者が副市長だと思うのですが、そこらでもうちょっと厳しい指導をしてやってもらわないと落とし穴がありますから、その例が広島県の教育委員会です。その都度、都度、しっかり対応していないために、人間というものは惰性になってくるのです、これが当たり前だろうと。今、国会で裏金問題もやっておりますが、ああいうような形になるのですね。当たり前だろうなというようなことになると、納税者は困るわけですからね。そういう点について再度副市長どうですか。

議長（大川弘雄君） 副市長。

副市長（新谷昭夫君） 議員御指摘のとおり、市の職員、公務員でございますし、自治法など法律をはじめとして、条例でありますとか規則でありますとか、こういったことを遵守して業務を執行していくという必要がございます。

こういう中で、今回の監査のほうで御指摘をいただいたような契約規則にのっとらない2者以上の見積りの徴取がないであるとか、あるいは契約書が作成されていないというような事案が比較的多くあるということにつきましては、こういったことが不正の事案を生むということにもつながりかねないということもございますので、大変私自身も遺憾であるというふうに思っております。

契約規則等にのっとった事務執行につきましては、この監査報告をいただいた後に、その徹底を図るための通知を行ったところではございますが、議員御指摘のとおり、こうしたことというのは、常に意識をしていくということは大変重要であるというふうに思いますので、今後も各課のそれぞれの担当課、あるいは最終的に支出のチェックをする会計課等におきまして、そういう内容をチェックする部分をしっかりと確認した上で執行するように、改めて徹底を進めてまいりたいというふうに考えております。

議長（大川弘雄君） 13番宇野議員。

マイクをお願いします。

13番（宇野武則君） 質問いたします。

広島県と竹原市、合同庁舎の使用期限、あれはいつまで定められておられたのか、いつまでに出てくれという定めはなかったのかあったのか。

議長（大川弘雄君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） いつまでに退去というのではなくて、このたけはら合同ビル、冒頭に市長が御答弁申し上げておりますが、令和4年度の実績ということで、議員の

御質問に対しまして負担の金額をお答えさせていただいております。そういった中で、時期といたしましては令和４年度末に商工会議所さんが移転されまして、同日、令和５年３月３１日に市のほうが県の所有部分を購入いたしまして、商工会議所の部分につきましては寄附にて市が所有権を取得したものでございます。そういった意味から、県への維持管理の負担金は令和４年度分まで支払っているということでございますので、令和５年３月３１日をもちましてそれぞれの所有、あるいは本市が取得いたしまして、商工会議所さんも移転されるということでございます。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） １３番宇野議員。

１３番（宇野武則君） 県と市、会議所、３者で協議と質問しておりますが、質問に対して答えておられないのですが、確かに協議されたのでしょうか。されたのですが、その流れが我々にはほとんど知らされていないということであります。それは広島県でやられたのかどうか、そこだけ１点。

議長（大川弘雄君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） 商工会議所の移転についてということで、広島県、市、会議所の協議ということでございますが、令和４年３月に会議所の会頭さんが本社屋を寄附する意向を表明されまして、その後、会議所さんにおかれましては移転の実行委員会にて協議を進められました。市におきましては、会議所の移転に向けまして、随時意見交換をしたほか、創建ホームとの仮移転の協議や、当然広島県との売買の協議なども進めてきた関係で、現況に至っているということでございますので、御理解いただきたいと思います。

議長（大川弘雄君） １３番宇野議員。

１３番（宇野武則君） 今まで、創建ホームビルの固定資産税はどれぐらいだったのですか。

議長（大川弘雄君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） 創建ホーム旧本社屋の固定資産税の額でございますが、税務情報となりますのでお答えのほうは差し控えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） １３番宇野議員。

１３番（宇野武則君） その答えはそうであろうと思います。

無償化が条件のように、これは初めに発表されたのが4年3月29日です、創建ホーム社屋寄附へといって。それから、4年5月19日創建ホーム社屋に決定ということが中国新聞で報道されました。臨時総会、議員総会で68人出席。ここで決定されているわけですが、私はこの質問書を書くときにこれを読みまして、前回の答弁で4年12月の議会に議決をいただきましたということでありました。この流れについては、速やかに6月議会でも報告できたのだらうと、報告だけは。半年後に議会提案ということでございますが、このやり方について問題があると思うのですが、その点について伺います。

議長（大川弘雄君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） 移転を決定された後の経過期間ということでございますが、当然、我々としましては相手方との協議も含めまして一定の期間は必要ということで、その協議に要した期間でございます。そうした結果から、今議員がおっしゃられた新聞報道等のこともおっしゃいましたが、それからの期間ということで、我々としては議会のほうへ一定の期間を要しましたがそういった経緯も踏まえまして、協議の結果を踏まえて、その時期になったということでございます。よろしくお願いいたします。

議長（大川弘雄君） 13番宇野議員。

13番（宇野武則君） ここはもうちょっと慎重に物事を取り扱わないと、かんぽの宿もそうですが、市長、私は新聞報道するというので社長から電話があつて、新聞社が来られたと、私は即座に待ったをかけたのです。移転登記後にその報告を市長にした時点の場を取材して報道してくださいということだったのです。これだったら、議会が後追いになるのですよ。一般的に専決処分の場合は近々の議会に報告しなさいというのが地方自治法の原則なのですね。これは半年かかったでしょ。それで、無償化は12月の議会で議決しているのだそうですが、私はいなかったから分かりません。それで、調べたら3,000万円は補正ということで、1つは、私はこれは寄附、寄附といって喜んでいるが、条件付寄附だろうというように私は認識しているのですよ。寄附というのは無垢でやるのが寄附なのです。福山の会頭なんかそうですね。城のリフォームをやるのに5億円をぽんと寄附して何も見返りはありませんよ。一般的にはそれが寄附なのです。何か条件つけて、これもあれもいって商工会議所へ無償化とか3,000万円とかというような条件をつけてやる、同時に発表するのは、これは寄附という前に条件付寄附というのです。一番悪いものなのです。創建ホームは、寄附だといって寄附したら税法上の優遇措置があるでしょう。そういう点はやっぱり行政と議会というのは、地方自治法上、予算を組む場合にはど

うのような手法でやるかということは決められているのですから、専決処分並みのことをやると速やかに報告しなさいということになっているでしょう。それを半年も先になって議会に出しまして、議会の議決をいただきましたとって、それは通らないのよ、普通は。竹原市は通るのか分からないが、通らないのよということです。

その点について、今後改めてもらわないといけないのですが、どうですか、市長。

議長（大川弘雄君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） 新聞報道のこともございましたけれども、当然それは記者の方が取材された上でそこを報道されておりますので、我々はなかなか関与できない部分と思っております。それと、無償貸付けの関係で、条件つき、負担付寄附のことをおっしゃっていると思いますが、今回の無償貸付けにつきましては、商工会議所の移転先としても活用し、庁舎移転を推進してほしいという意向で御寄附いただいたものでございまして、その意を考慮して、当然議員のほうでは専決処分とかそういった報告というお話もございましたが、正式には議会の議決をいただいた上、無償で貸付けをいたしまして、会議所さんとは使用貸借契約として行っているものでございます。それは、そのようにさせていただいておりますので、なかなか議員のほうのお考えとは一致しない面もございしますが、我々としましては一定の期間を要して関係者との協議も踏まえて、こういった結果になっているということは御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 13番宇野議員。

マイクをお願いします。

13番（宇野武則君） 実際は会議所がそこを整備しないといけないのよ。公になったら議会軽視と言われてもしょうがないのよ、一般的には。国に聞いてみなさい、それだったら。商工会議所もそれなりの組織だから、新聞社を入れた時点で公になることは分かるのよ。新聞の取材というのはそれはあるよ、取材権というのは。しかし、議会の議決を求めないとならないものについては、公にする前に議会へ同意を取って、そこで公にしないとイケないのよ。議会の議決権が先なのよ。そういうことを商工会議所で決めたとしても議会は議案を否決する権限があるのだからね。どっちもがマイナスになるでしょう、そうだったら。行政運営の常識からいったら議会の議決を取ることが先なのよ、公金だからね、原資は。そういう訳の分からないへ理屈を言ってもらったら困るのよ。何でもそう言ってそういうことをやられたら議会はどうなるの、要らないじゃないか、議会は。そういうこ

とは禁じ手なのよ、地方自治法上からいったら。だから、皆そういう、県なんかでもそうでしょう。安芸高田市なんかよっぽど立派なのよ、新聞には載るが。市長の横暴さもあるよ。しかし、議会は議会の議決権を行使しているのだから。行使して、それが違法かといったら違法ではないのよ、適法なのよ。500万円の専決処分やってから。だから、それと同じことなのよ。議会は公にされて、その二番煎じだったら議会ではないのよ、もう。だから、そういうことはもうちょっと行政はやっぱり厳しく理解して。行政の職員は全体の奉仕者というのは地方自治法にあるでしょう。そういうことからいったら絶対にそれは逆なのよ。どんなことがあってもやっぱり議会なり委員会なりに事前に説明して、こういうような方向性で行っていますということを先にやらないと。普通なら否決にするのよ、これは。否決されたからといって、何もあなた達文句言われないのよ。だから、そこらは順序を間違えないように行政執行というのはやっていかないと。行政も議会もなくなるので。度々こういうようなことをやられたら困るのよ。議会が後追いの議決をするようなことはあってはならないのよ。だから、そういうことはもう今後、何度も何度も繰り返すようなことがあってはならないのですよ。

それから、ビルの耐震化です。今度は能登とか熊本地震、この地震対策についてはこのビルももう40年になったのですかね。1981年に地震対策の基準というのはつくられたのです。1981年以降が新耐震基準、2000年に改正されております。その以前は旧耐震というのですね。

旧耐震の地震というのは、能登でも熊本でも倒壊しているのが極端に高いです。それで、2000年以降の耐震基準というのは、相当改正されて基準が厳しくなって、一番最近のは新基準は2.2%ぐらいの倒壊になっているのですね。それで、実際は震度7で、学者が言っているのは、東京でも地震が1.4階以上はどれぐらいの角度で倒壊するか、経験がないから分からないのですね。揺れが戻るのが地震によって戻る率が低くなったり高くなったりすることがあって、倒壊する危険性が非常に高いという、高い高いと言ったら国民が下がるからね。

だから、今、東海地震から毎年10センチ以上は西に向いてずれてきているのだそうです。そういう現象がありますので、地震はどこで発生するか分からないのよ。昨日ですか一昨日ですか、震度3の地震があつたりという、私は道路を歩いてても何のあれもなかったのですが、地震というのは震度3から4、5ぐらいになると全然被害が違ってきますからね。そういう認識で、市長は市民の生命、財産を守る最高責任者ですから、こういうよ

うに100年もつということの訳分らない答弁してもらっても困るのですよ。国交省が今何をやっているかといったら、マンション法はあれはまとまらないから今法律上、緩和しているので、実際はもう50年が境なのですよ、どんな建物でも。そういう基準で国は対策を取っているのですね。

だから、吉名の益田さんが3階建ての上のほうへ建て増しをしてたら、国交省が全部補助金を出して、全部撤去させている。なぜかといったら、やっぱり地震が近い近い、あまり近い近いと言うと下がるからね、国民が。言わないのだからと思うが。しかし、学者はやっぱりそういうような指摘をしているのですよ。14階以上の建物が倒れるか倒れないのか想像つかない、地震の規模によって。今は1メートルぐらいいは揺れているのだそうですが、私はあまり高いところが嫌いだから。だから、この14階以上の建物の揺れがどうなるかというのは、学者でも見当つかないのです。直下型とかというような地震の種類もありますからね。その揺れが戻るか戻らないか、地震によって分からないということが、学者の意見なのです。

だから、やっぱりこういうような50年だ、70年だ、100年だというような、我々が理解できないような答弁をしてもらっても困る。だから、当然寄附をもらったらいつ対策・診断をしておりますので、これから何年間は十分ですというような数字を持ってきちんと言ってもらわないと、それが質問者に対する答弁の姿勢ではないのですか、行政の。その点について、市長どうですか。

議長（大川弘雄君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） 建物の耐震性のお話がございます、議員から今御紹介がございましたように旧創建ホームの旧本社屋は、昭和60年建築ということで、37年経過していると思っております。これは強固な鉄筋コンクリート造りでありまして、設備も本社屋とされた際、平成27年に更新されておりますので、今後も適切に維持管理することで長期にわたり使用することが可能であるというふうに考えております。それで、そういったことでございますので、耐震性能は一定には確保されていると、このような認識でございます。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 13番宇野議員。

13番（宇野武則君） それならそれでよしとしますが、これから維持管理費、私はこの前の議会も維持管理費はずっとこれはまた5年5年と継続するのですが、5年で立ち

退くわけにいかないのでしょうから、皆、市民の税金で賄わないとならないということですね。そういう面は財政改革と反するようなことですが、答弁にあるように会議所は県へ出している負担金というのは625万円でしょう。私は、ある人間にも言ったのです。会頭が無償化ではなく300万円、400万円は市へ払えと言ったら、こういう質問も何もすることはないのよ。それが会議所の会頭の度量なのよ。このようなちょびちょび公金を使うような形で寄附したと言って、何の喜びもない、市民は。市民の批判は相当なのですよ、実際は。商工会議所といたら、実際どこの町でも市と連携した、もう馬車でいったら2頭立ての行政運営ですよ、要ですよ、実際。それが足を引っ張るようなことをしてはいけないのよ。だから、私は前回もかなりやかましく言ったのですがね。人間というのは、こういうものにあまり甘えてはいけないのよ。市へ言ったらいくらでも銭が出るぞといたら納税者はどうなるのよ。

ここへ地震の記事も、こういうデータもあるのよ。81年5月までの旧耐震基準、倒壊退廃した家屋の割合が28.2%、それに対し、新耐震基準では8.7%、2000年基準では2.2%、81年耐震基準であれば9割方、大型地震での倒壊は免れる。こういう資料もありますから、もうちょっと慎重にやらないとね。実際、市の思いと違うような結果が出たら、誰も責任取らないでしょ、取れないでしょ、そのときになったら。だから、物事は備えあれば憂いなしという言葉がありますが、前もって前もって、災害でも皆そうですよ、災害でも何でもそういう心構えが大事なのです。だから、これからどっちにしても維持管理するのにどれぐらいの金がかかるか分からないが、実際それをいつまでも公金で賄うことは、我々は市民に説明つかないのですからね。商工会議所というのは独立機関として行政を支えてもらわないといけない組織なのよ、本来は。後ほど福山の会頭のお話もいたしますが。

次に、財政について伺います。

財政は、これからはもう説明するまでもなく非常に厳しい状況に入ります。少子高齢化、それから学校を卒業しても就職の場が竹原は限定されております。それで、市内の大手企業は1つは東京が就職場所です。三井さんはどこなのか、現業の方は地元で採用されることもあります、管理職の方、学卒の人は皆そういう形で採用場所が違いますから、だからなかなか竹原の場合はそれが就職口がない。大学卒業して地元の家業を継ぐというわけにはいかない。私は、去年の議会でも言ったように、兄弟3人いるが、2人は父親の仕事を手伝っておりますが、3人目は学校を出て大手の建設会社へいたのですが、今

三原の会社に就職しております。ずっと最後まで頼むとって会社から言われたそうですが、そういう状況ですね。

だから、実際は1人でも2人でも竹原市へ就職できるような形をつくっていかないと、今の現状を打開することはできないですよ。それで、一番大事なのは竹原は都市基盤整備が決定的に遅れたのです。県下でも最低水準で、特にこの周辺の市町を見れば分かるように、特に西条なんかは広域行政圏も組んでいるのでよく分かると思うのですが、道路を今竹原市で水道をやっているのだが道幅が狭いので水道工事がストップしている。それは、鉄工所さんが鋼材を運搬するのに通れないようになるから。そういう形で企業誘致が全く進んでいないのですね、竹原は。逃げるのは逃げたのだが。

財政というのは、何を基準にして運営していくかということです。今言うように、少子高齢化はもう決定的な財政の厳しさに拍車をかけるようなことになりますからね。竹原市は今トップクラスでしょう、県内でも。ここらを私は57年に出了時から子供が2人卒業しても一人も帰られない状況がぼつぼつ来っていた時代なのです。だから、私はずっと一貫して都市基盤整備を訴えてきたのです。それが40年近くなってもまだできていない。そういう中で、人口減をどのように食い止めるか、何か市長、基本的な考えがあったら伺います。

議長（大川弘雄君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） 人口減少対策ということで、昨日の一般質問からも総合計画なり、総合戦略の関係でお話をさせていただいております、議員おっしゃるように、人口減少と少子高齢化の進行というのが大変大きな課題でございますので、そういった取り巻く社会情勢が目まぐるしくこれからも変化すると思っております。そうした中で、総合計画並びに総合戦略で掲げます項目につきまして重点的にまいりまして、おっしゃるように生産年齢人口の減少、また都市基盤整備の遅れ、これは道路を主にと議員おっしゃいましたが、そういったことも総合的に考えまして取り組むことで、企業誘致等にもつながっていくと思っておりますので、今後につきましても財政運営、それが肝でございますが、そこは当然特定財源の確保なり、歳入の確保というのが大前提でございますが、そういったことも総合的に考えまして事業推進を行ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 13番宇野議員。

13番（宇野武則君） 今、まちを歩けばよく話に出るのですが、飲食店の老舗店舗がど

んどんどん毎年廃業になっていますね。これは市の活性化と連動するわけですが、ほとんど駅前周辺でもそうですが、なくなっていると。これは消防法の関係で2階以上が使えないようになったということが大きな要因であります、売上減がそれと連動して、ほとんどが今、その店主、大学なんかそうです、もう夫婦は広島へ行って就職しておりますよ。こちらの陣笠もそうです。それから重豊なんかも辞めました。吉良も辞めた。ということで、どんどんどん空き店舗が増えてくる。そうすると、観光客が来ても、駅へ降りても食事するところもないようになってきている。すごい小さいそば屋さんも島から来ていたのですが、もう辞められた、去年の12月に。

そういうことで、活力がなくなったというのか、西条なんか人口の差かなというような思いがあるのですが、どの店も11時ぐらいになると昼は車がもう6割、7割入っておりますから。やはり20万都市と2万3,000人の差かなというような思いもして見ているのですが。

どちらにしても、切るところは切って、それで予算投入するところは思い切って投入する、特色のあるような財政運営をやっていないと、これからは追いつかないと思うのです。

財政の関係で申し上げておきますが、この解体工事、これは現場へ行って見ているのかどうかよく分からないのですが、これは福社会館については国交省の補助事業だから一遍こういうやり方がいいのかどうか、国交省に手紙でも出してみようかなと思っておりますが、ここをよく考えてもらわないと困るのですが、この1番目と3番目はもうできるだけ建設会社が一括受注して、ばっさり切って、自分のところは取るところは取って、下請は全部赤字ですよ。赤字で次の工事はというような餌をまいて、赤字。次の工事はオミットというようなことで、ここらは行政の責任としてもうちちょっと真剣に考えないと、3分の2も元受が取っている。元請は現場にも来ないのよ。全部見積りも何も解体業者がやるのだから。それで、ほかの業者、業種もそうだがね。広島県はもう、私が57年に議員になったのだが、そのころからもう4分割ですからね、電気と水まわり、機械関係ですね、4分割。それが高くなったとか、安くなったというような議論は出たことないですよ。積算は順々して積み上げて1つの予算になるのだから、その予算のときに拾い出して別にあっちをしたからといって予算が増減するわけない。そういうネックがあるということを県がやっているのですか、もう何十年も。あなた方の逃げ答弁よ、それは。もうちょっと言ったら、例えば元請がやって電気工事士、これは資格がないから元請に、電気は特定建設業

者だから下請が使える、使えるといっても管理はできないわね、資格がないのだから。ないから、中電工なんかの資格がある者に検査を依頼する。そういう仕組みになっている。そのほうがよっぽど金がかかる。元請は大体最低でも13%を抜く。抜かないと保険に入れないから、保険料を払っていたらそれぐらいの金額になる。だから、元請というのはどうしても20%ぐらいは頭から棒引きして積算するのよ、下請へ出す金額を。そういう点は、裏の裏まで私のほうがよく知っているのよ、あなた方より。抜かないと、頭から取らないと、今の浄化センターも図書館も皆そうよ。20%は抜かないと本社の経営が成り立たないのよ。そこの中から下請へ出す金額を積算して何がいくら、何がいくらといって下請へ発注するのよ。だから、もうちょっと人の意見も聞いて、直すところはさっささっさ直さないと。

今、市長、この前委員会で現場管理人の腕章をはめさせろといって、今橋のほうをやっているが、事故があった場合どこへといってちゃっちゃと皆書いていますよ。建退共の保険も加入業者ですということを書いている。これは業者の臨時雇いの退職金です。そういうものをほとんど書かずに工事をやっているでしょ。それで、現場管理人は誰かといったら腕章をはめておかないと分からないのよ、従業員と。現場管理人に地元の者がこうだああだと言って問題があればその方に言うのだから。従業員に言っても従業員は対応する資格がないのだから。管理者というのは会社の代表で現場監督をしているのだから。その人間へ腕章をつけて現場管理人という腕章をつけさせないと住民は分からないでしょ。そういうことを言ってもまだ何もしないだろ。大分前から私は言っている。県やなんかはみんなやらせているのですよ。県がやっていることを竹原市がやらないというようなことでどうなるの。

そういうことを、今後の取組はどうなのですか。

議長（大川弘雄君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） 工事の発注手法に関していろいろお話をいただきまして、これも従来からお答えしているとおりでございますが、冒頭市長が御答弁も申し上げておりますけれども、メリットやデメリット等を総合的に判断する中で、発注する工事ごとに最適な方法を採用ということでございますので、当然、今議員からお話がございました分離発注もその中に含まれると思いますので、そのことが結局適切な工事発注事務につながると思っておりますので、今、言っていたいたお話は従前からいただいておりますが、我々としても従前から同じ考えで行っておりますので、適切な事務に努めてまいりたいと

思っております。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 答弁、もう一つあります。

建設部長。

建設部長（梶村隆穂君） 申し訳ございません。

工事現場の管理についての御質問でございました。

議員のおっしゃるように、先日の常任委員会のほうでもそのような御指摘をいただいたところございまして、そういうお話もありましたので、私のほうからは部内のほうにそういう建設業法等の遵守ということで、口答にて確認と指示というふうにしたところでございますけども、まだ不十分なところがあるということでございますので、再度そういったところは徹底してまいりたいというふうに考えております。

私どもとしても、建設業の方の意義といたしますか、これも市議のほうが常任のほうでもお話しされておりましたけども、災害等があったときに最前線で活動していただくというようなところで、地域の担い手の方々だということで、建設部としても認識しておりますので、そういった視点も持ちながらしっかりと技術的な支援もしながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 13番宇野議員。

13番（宇野武則君） この解体、これだけははっきりしておきたいのですが、この7社の中には竹原市の創建ホームさんも入っている。これは実績ですから、指名をしてあげないと実績にならないから、この場合は竹原小学校屋内運動場は2,252万9,500円で落札している。これは菅本興業、福祉会館と市立体育館は建設会社が受注しておりますので、建設会社が適当に頭をピンはねして1番目の体育館は市内業者に丸投げしている。それはもう全部調べて分かったことなのですが、ここもそうなのです、福祉会館もそう。これは途中で設計変更もしているでしょう。実際は道路まで取るのを取らずにそのまま工事をやった。これは補助金でどのような問題なのかよく分かりませんが。思い切ったことをやらないと、やはりこれからはこういうことをずっと繰り返していたら、特定の業者はいいよ、しかし幅広く今度は庁舎を解体した後三十社、四十社の下請業者が入るのですが、薄く広く関係する業者が利益を上げないと、税金にもならないのですよ。頭だけがぽんと1社が取って、赤字でもやれ、次の工事はやるからといって餌をまいてやるような

ことをやらせると赤字会社は税金払わないでしょ、払えないでしょ。そういう悪循環が今ずっと続いているのです。もしくは、これに問題があるなら、下請業者を呼んで聞いてみなさいよ。福社会館はもっと安いよ。壇上では2, 0 0 0万円と言ったが、まだ安いのではないですか。

次に住宅について伺いますが、私が言っているのは、この住宅管理は答弁で安い住宅を、ただ柏住宅も今大きな団地、何百坪ぐらいあるのか、2件か3件残っているでしょう。長寿命化という前にどこか1つのところへ移住してもらって、昨日聞いたら県の宮原住宅に、県営があった、あそこは成井と、それから田ノ浦と、田ノ浦は3棟2階建てを新築しておりますよね。宮原の住宅に残っているのがおりますか。住宅の管理というのは、時代時代に沿って見直すのですよ。宮原のほうは戦後予算が県もないから民間の土地を買ってどこも建っているのですよ。それを20年前に見直して、それから県の職員でもできるだけ若い人は県庁の近くへということで、県庁の近くの県営住宅を残しているのです。残してそこへ新入職員を入れてから、何かあった時にはすぐに来れるように。県病院でもそうですよ。県病院も婦長が何人か宇野さん、地元の看護師さんを紹介してと言うから紹介したら、その方は県でもトップクラスで東京へ研修に行かせてくれて、今は立派な看護師の親玉になっている。

そういう需要というのは、市民の需要というのは時代時代に即応して対応していかないといけないのですよ。いつまでも戦後のようなことを言っていたらつまらないのよ。

これは、大崎の町営住宅、建て替える。柿ノ浦住宅という。老朽化が進んで2棟鉄筋コンクリート4階建て、44戸あるのです。2棟ある。その2棟を1棟へ居住者を移住させて、1棟を解体してそこへ6階建てを建てて、エレベーターつきで。予算は4億5, 686万円だそうです。こういう時代に即応したことを大崎上島がやっている。竹原市は当初の目的、住宅の目的をいまだに引きずって40年、50年たっても、まだそれを踏襲して答弁している。

私は、住宅を整理したら、例えば子育てをしている家庭に7割減ぐらいで売却しなさいと言っている。移住してきたなら5割ぐらい、当然条件つきで1年以内に家を建てるとか、10年以内は転売禁止とか。三原市は10分の1に公有財産を売っている、土地を。今年第1号が売れたといって。物すごい広い土地ということです。三原市減額市有地第1弾売却、地元企業に。三原市が導入した売れない土地、施設を予定価格の10分の1に割り引いて処分する制度に基づき、久井町の市有地の売却が決まった。県道、歩道に面した

1万8,000平方メートル、予算は時価340万円。地域振興や雇用促進につながる用途を条件に売却した。こういう時代に即応したやり方をどんどんどんどん取り入れている。丸子山の入り口がもう戸が壊れたようなのを、何するの。だから、もう一步踏み込んでそういう土地を有効に活用する。それが移住策につながれば、これにこしたことはないのよ。福山の市長なんか住宅地が減少することによって、草むしりの費用まで減少するというようなことを言っている。財政上の負担が軽減される。暫定的に倉庫などを貸し付けてきた、売却すれば草刈りなどの維持費の削減になる。私は、今、一番こういう取組が進んでいるのは、これからは福山だろうというように思います。福山はこういうこともあるのですよ。商工会議所から言われて、今度はこの前につぼん丸が着いたのだそうですが、あれは渡船で引き込んだのですが、商工会議所の要望によって県知事がもう15回やっているのです、対面で。私が、市長にいつも言っているように、そういう県の部長でも知事でもいいのですが、ぱっと言ったらぱっと理解してくれるような県の人脈をつくっていかないと、こういうことにはならないのですね。商工会議所の要望によって県知事が正式に要望書が出れば対応しますとって答弁している。今度は沖へ大きなバースを造って、客船が横づけにされるような港整備をやるのよ。三原も全部県があの港湾事務所、あれは5階建てですが、撤去して2階ぐらいにして展望台も造って、県がやる。そういう点は竹原の港湾なんかもうフェリーがなくなって、もうやりっ放しよ。

そういうところで、あれやる、何やると言っても限界があるのですよ。だから、厳しいようだが、柏住宅なんかでもあれを撤去してもらって、その代わり受入れ体制をどこかへ移住させて入ってもらって、それであれをちょっとかさ上げして、あれは水が入りますから、塩水が、満潮になったら。間違いなく海の近くがいいという者もいるのです。広島市外から通っている職員さんもいるが。東広島の海がないところは海の近くがいいという人もいる。そういう人に積極的に売却して身軽にして、身軽になった予算を移住とか将来の展望があるようなものへどんとぶつけると。婚活でも、三原と西条と3つが持ち回りで若者を入替えしてやるぐらいの事業をやらないと、竹原でちまちまちまやっていたら、人がいないところでやってもつまらないのよ。そのためには、移住政策というのは住居と給与よ、最低賃金があって、奥さんがアルバイト、例えば図書館でもこの前行ったら、市外の女の子が、あなた市内ですかと言ったら市外ですって言っていたがね。こういうところまで市外の人を雇っていたのではもう様にならない。金は全部市が出す、雇用は1人でも2人でもよそから使うといったら、全然言うこととやることが逆なのよ。それは市長、

そういう財政というのは、切り詰めるところは切り詰めて、そうやってやることはよそにないようなことをぼんと打ち込むのよ。そのためにはそういう住居と給料がどこでも勤められる、それをやるのが商工会議所よ、本来は。そういうようなことをしてやらないと、竹原市は今までのようなことをやっていたら結局はじり貧ですよ。

それで、最後に商工会議所、これは竹原市は歴史文化がたくさんあるのですから、それから森川邸なんかでも修理するのでしょ、これからも。何千万円とってかけたら市民にどんどん使ってもらって、それから郷賢祠も去年やめた。あれは竹原市の歴史ですから、それから池田さんの寸劇も小学校の生徒がやったりと、私は良かったなと思っているのですが、私も池田総理の所得倍増論の本を買っているのですが、まだあまり読んでないのですが、そういうものも今、紀子夫人がいる時に、3人姉妹がいるのですが、選挙のたびに連れて歩いたこともあるのですが、総理の自伝のようなものを、本は著作権もありますから本から抜き取るわけにはいかないが、それから頼山陽とか、それから郷賢祠とか、そういうものをビデオに撮って、森川邸でお茶を飲みながら町並みを歩いて疲れた人がいろんなビデオがあれば見たりして楽しんでもらう、あるいはお茶の会とか花だとか着つけとか、定期的にあの場所を使ってね。火が使えないような非未来的なようなことを言ったらつまらないのよ。大きな公金を突っ込んで、あの寄附をもらった時、あれも屋根は1億円ぐらいかけたのよ。だから、そういうものは生かして使わないと意味はないのよ。だから、おひなさんでもずっと、そうでしょ、今どこ行っても飾っているがね。ああいうのを出して皆さんに見てもらうことに意味がある。特に建物なんかどっちにしてもこれから1000年もつわけではないから。市民に、納税者にどんどん使ってもらって、それで観光客が来てもあそこへ行ったらいつでもああいうものがある、こういうものもある。これは、観光は私は中川さんにもいつも言っているのだが、竹原市の観光資源をもうちょっと掘り出して、それで海水浴もそうですよ、あのまま放っているでしょ、的場のぼら網のところも、あれは大学生などに専門に使ってもらいなさいよ、阿波島のキャンプも。権利者が多いのだことの、そういうようなことばかり言って逃げる。誰か管理者がいるはずなのよ。だから、キャンプ、あれは売買ではないのだから、キャンプで一夏借りるわけだから。大学生がたくさん来るのよ。私はいつも行って、ごみは捨てないように持って戻ってくださいよとって、朝行ったら黒い布へ入れて皆持って戻ってくれるのよ。今、そういうことは、お願いすることによって守ってくれるのよ。だから、あそこは水がないからね。だから、そういう面の補填をどういうふうにするか、知恵を使ってやらないと、観光

観光といって、今年もたくさん委託するのか何をするのか知らないが、自分らが足を使って、今みんなネットのようなもので調べてくるのだから、どこの組織に入っても駄目なのよ。だから、竹原へ行ったらこういうものがある、ああいうものがあるということ調べるようなものをつくってあげれば、観光客はひとりでに来るのよ。我々があそこへ行って何が面白いのかなという外国人が行くのだからね。

ということで終わります。

議長（大川弘雄君） 以上をもって宇野武則議員の一般質問を終結いたします。

議事の都合により、午後１時まで休憩いたします。

午前１１時２９分 休憩

午後 １時００分 再開

〔議長交代〕

副議長（今田佳男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中に引き続き、一般質問を行います。

質問順位５番、松本進議員の登壇を許します。

１４番（松本 進君） 日本共産党の松本進です。発言通告に従って一般質問を行います。

第１番目の質問項目は、本郷産廃場の水源汚染問題についてであります。

私は、今年１月１２日、地域住民、関係者が行う本郷産廃場排水の水質調査に同行させていただきました。本郷産廃場の排水が調整池に入る水路には、ますの枠が二、三段あり、その下にはドラム缶が２個置かれ、産廃場排水がその段差やドラム缶を通過して調整池に流れていました。そのます枠の水には泡が出ていました。

そこで市長に質問します。

本来、安定型産廃場の排水は変質、悪化してはなりません。なぜこのような装置が設置されているのでしょうか。このます枠、ドラム缶などは、産廃場の排水をろ過する役割を果たす装置でしょうか。市長に明確な答弁を求めます。

次に、地域住民、関係者は、本郷産廃場ができる前は、沢の水を飲むことができましたが、産廃場ができた今では沢の水を飲むことはできません。この水が飲めなくなった原因はどこにあると市長はお考えでしょうか。

２０２１年６月市議会の私の質問では、広島市、上安産廃場の排水の汚染実態を報告して、なぜ安定型産廃場で水質汚染が起きるのか、私の質問に対して市長答弁は、広島市

に施設管理を確認すると、法令で定めている水質基準は守られているとの発言でした。

また、2023年6月市議会の私の質問では、広島県の調査による産廃場排出水の汚染の原因は、集排水管に堆積した落ち葉や小動物の死骸など有機物が降雨で一度に排出され云々との発言でした。これらの発言を踏まえた答弁を求めます。

次は、2023年6月議会で、安定型産業廃棄物以外や有害物質、有機物などの付着の混入防止と監視、チェック体制はとの私の質問に、市長は安定型廃棄物は性質が安定した廃棄物が埋め立てられます。事業者は、廃棄物を埋め立てる前に展開して許可品目以外の廃棄物の付着、混入がないか、目視による検査が義務づけられていますとの答弁でした。

本郷産廃場には、現在、産業廃棄物は何トン埋め立てられていますか。各指定品目ごとに伺います。

また、廃棄物を展開して目視等で許可指定品目以外の廃棄物や付着物の混入防止、品目や数量はどのようになっていますか。有害物質や有機物の付着の混入防止は、展開、目視検査で可能でしょうか。その根拠を踏まえた市長の答弁を求めます。

次に、JABの本郷最終処分場のホームページを検索、閲覧してみますと、2024年ジェイ・エー・ビー協同組合安定型最終処分場維持管理記録簿があります。その中に記録された地下水等検査項目2023年7月採水、2023年8月9日結果が判明、この浸透水の検査結果は、ヒ素、下限値0.001ミリグラム・パー・リットルを超える数値が県道側①で0.003ミリグラム・パー・リットルと県道側②で0.006ミリグラム・パー・リットルとなっています。なぜ、ヒ素基準値、下限値を超える数値の検出となったのですか。

この浸透水の汚染原因として、廃棄物の展開、目視検査では有害物質、有機物の混入防止は不可能ということを示していませんか。市長の明確な答弁を求めます。

次に、安定型産廃場の排出水は変質、悪化してはならない、こういった約束が実行されていません。明確な約束違反と言っても過言ではありません。

竹原市、行政の重要な仕事は、地方自治法第1条の2に示すように住民の福祉の増進であります。決して産業廃棄物事業者、企業の利益を第一義的に守るとは明記されていません。

竹原市は自治法に定めた行政の責務、すなわち住民の命と健康を守る責務をどのように認識して対応していますか。現実には起きている産廃場の水質汚染から住民の命と健康を守るための根本的な解決は、本郷産廃場の撤去しかありません。早急に本郷産廃場の埋立て

を中止させるなど安全・安心の施策を早急を実施すべきではありませんか。市長の明確な答弁を求めます。

次に、産廃場下流の水源汚染を防止する有効な手段は、竹原市が早急に水道水源保護条例をつくる必要があると考えます。これ以外に産廃場から水源の汚染を防止する市行政の施策があれば説明してください。

第2項目めの質問項目は、竹原市中央公園等の適正管理についてです。

竹原市公園施設の設置の基準を定める条例、各公園施設の設置数、設置年月日、公園施設の面積、借地公園数、借地面積、借地料、各公園施設の利用状況の把握と維持管理経費はどのようになりますか。

次に、中央公園施設は老朽化が激しく、住民が安心・安全に利用できる状態ではありません。中央公園内の樹木は老木、大木が多くあり、公園外から公園内が見通せない閉鎖的な空間、状況ではないでしょうか。これでは、住民が安心・安全、気軽に利用できないのではありませんか。

公園内には、3歳から12歳用の遊具が設置され、幼児への注意書きも明記しています。大人用にはヘルスサポート・ボックスが設置され、ぶら下がり、上りおり、前屈パネル、レッグパネルなどの健康を増進できる施設がありました。

これらの施設を有効に活用できる中央公園施設の環境整備、施設の更新、改修を急ぐ必要があると考えますが、市長はどのように対応されますか。

榎町公園は明るい雰囲気のパークです。小さな樹木は1本のみです。子供や高齢者など近隣住民の要望を取り入れ、住民参加型パークづくりが不可欠ではないでしょうか。

本川公園はパークの中央に芝生が植えられ、パーク内の大木や道路に面したパークを囲む植木が撤去されたことで明るい雰囲気のパークになり、子供や住民の利用が増えたように私は思います。

次に、（仮称）新中須公園整備事業が2024年1月25日の担当委員会に報告され、今後のスケジュールは2025年11月頃、供用開始となっています。この新中須公園の公園整備構想はどのようにお考えですか。中央公園の整備にも生かした実施計画が必要ではないでしょうか。

次に、先月中旬に市議会研修会で予算審査のポイントを学習しました。予算とは、事務事業計画である、予算は住民福祉を増進させるための事務事業の束であるとの説明です。また、事務事業の目的、目標は、どんな課題を解決するための事務事業で、どのような成

果を目標にしているのか、目標はできるだけ数値によって掲げてあるのかなど、事務事業を審議する視点をアドバイスいただきました。

竹原市の公園施設整備事業の目標と計画はどのようになっていますか。公園施設の数値化された目標と成果についても伺います。

次に、竹原市の都市公園施設と公園施設の目的と役割をどのように位置づけられていますか。

3番目の質問項目は、市営我元行共同墓地の進入路の整備についてです。

現在、竹原市は市営我元行共同墓地ののり面や道路を整備しています。

先日、地元住民から市道に沿う水路に蓋を設置してほしいと要望がありました。近隣住民は、県道入り口から市営墓地敷地までの進入路、市道は道路幅が狭くて、自宅の駐車場が車の通行に使用されるので警告ポールを置いている。また、以前市営墓地駐車場に行く車が擦れ違うときに、狭くて道路から車が落ちて危険だったなど、住民の命と安全に関わる問題が発生しています。

そこで市長に質問です。

この住民の要望はいつ頃実現できるのでしょうか。その事業費の概算は幾ら必要ですか、お聞かせください。

今回、初めての要望ではなく、数年前から繰り返し市に要望しているがなかなか実現できないとの苦情もありましたので、明確な答弁を求めたいと思います。

次に、竹原市市営墓地全体の事務事業計画は策定されていますか。

現在の市営我元行共同墓地は、のり面工事と市道整備の工事です。

この市営墓地は、谷あいには上流からの水路があります。水路蓋や水路整備、市墓地入り口の県道から墓地駐車場までの進入路の整備を計画的に整備する事務事業計画の必要性をどのようにお考えなのか、お聞かせいただきたいと思います。

以上、壇上での質問といたします。

副議長（今田佳男君） 順次答弁願います。

市長。

市長（今榮敏彦君） 松本議員の質問にお答えいたします。

1点目の本郷産業廃棄物最終処分場についての御質問でございます。

産業廃棄物最終処分場の調整池の付近にあるます枠やドラム缶などの装置については、広島県から最終処分場に関連する施設については、事業活動に係る情報であり、詳細は答

えられないが、ます枠やドラム缶が設置されていることによって浸透水の水質検査の結果に影響を与えていないと伺っております。

広島県においては、地域住民の生活環境への懸念を踏まえ、これまで浸透水及び周辺の公共用水域の水質検査を昨年7月19日から9月25日までの間に3回実施し、その結果、COD及びBODのいずれの項目も維持管理基準等に適合していたこと、引き続き産業廃棄物最終処分場の監視指導により法令遵守の徹底を図っていくことが、昨年10月19日の県議会生活福祉保健委員会において報告されております。

次に、本郷産業廃棄物最終処分場に持ち込まれた廃棄物については、設置者が公表している維持管理記録簿によると、令和4年9月から令和6年1月までの間に廃プラスチック類2万6,700トン、混合4,400トン、ガラスくず及び陶磁器くず3,900トン、瓦礫類3,000トン、石綿含有800トン、合計3万8,800トンが持ち込まれております。また、記録簿によると、直近の数値では本年1月に279回の展開検査が実施されており、その結果、2台に安定型産業廃棄物以外の混入等が認められております。

なお、安定型産業廃棄物以外の廃棄物の混入がないことを確認するため、展開検査の実施以外にも浸透水の水質検査が義務づけられており、記録簿ではこれまでの検査結果は全て基準に適合しております。当該産業廃棄物最終処分場の周辺生活環境の保全には、引き続き展開検査のみならず、水質検査の確実な実施及びその結果の公表など、法令に基づく廃棄物最終処分場の適正な維持管理が不可欠であると考えております。

一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令においては、浸透水の基準が定められており、ヒ素については地下水の環境基準と同じ値である1リットルにつき0.01ミリグラム以下とされております。

本郷産業廃棄物最終処分場の設置者が公表している浸透水の水質検査の結果は、採水場所により1リットルにつき0.003ミリグラム、または0.006ミリグラムのヒ素が含まれているというものであり、いずれも基準値以下の数値となっております。

先ほど申し上げましたとおり、当該産業廃棄物最終処分場の周辺生活環境の保全のためには、法令に基づく廃棄物最終処分場の適正な維持管理が不可欠であり、広島県における最終処分場に対する監視指導を徹底して行っていただくことが重要であると考えております。

本市といたしましては、広島県に対し、昨年3月24日及び7月11日に三原市と連名で産業廃棄物処理施設の設置に係る環境配慮手続条例の制定や当該産業廃棄物最終処分場

の適正な維持管理及び周辺の生活環境の保全等について要請を行ったところでありますが、今後も三原市と連携し、必要な情報の収集や共有を図りながら、必要に応じて広島県に対して当該産業廃棄物最終処分場への廃棄物処理法に基づく適正な監視指導が行われるよう求めてまいりたいと考えております。

次に、２点目の中央公園等の適正な管理についての御質問でございます。

現在、本市においては、総合公園バンブー・ジョイ・ハイランドのほか、近隣公園、街区公園など１４か所の都市公園を管理しており、これらの整備状況等につきましては、昭和５１年１１月の的場公園に始まり、近年では新開土地区画整理事業区域内に平成２４年１２月に整備した秋井公園まで、合計面積は約５０ヘクタールとなっております。このうち、敷地が借地となっている公園は６か所あり、借地面積は約２ヘクタールで、本年度の借地料は約５３０万円となっております。

令和４年度における都市公園を活用したイベントの件数は２１４件で、年間の維持管理経費は約６，０００万円となっております。

次に、中央公園の整備につきましては、平成２５年度に老朽化した遊具を撤去し、複合遊具や健康遊具を整備するとともに、市民ニーズや利用実態を踏まえ、定期的に樹木の伐採を実施するなど、市民にとって利用しやすい公園整備に取り組んでいるところであります。

また、榎町公園の整備に当たっては、住民に愛着のある公園とするため、計画段階でワークショップを開催するとともに、公園管理においては、地域住民に公園の里親になっていただくなど、住民参加型の公園づくりに取り組んでおります。今後においても、市民ニーズの把握に努め、老朽化した施設の改修や樹木の伐採等により、安心して利用できる公園となるよう取り組んでまいります。

次に、旧中須公園は、地域住民や竹原西小学校の児童などが利用する街区公園でありましたが、土地所有者から返還の申出があり、令和４年度に公園施設を撤去、移設し、土地を返還したものであります。

しかし、これまでの地域住民などの利用状況を踏まえると、当該地域に公園は必要であると考えており、候補地の調査、選定を鋭意進めてきた結果、整備予定地の取得に見通しが立ったことから、平常時における地域住民などの憩いの場としての利用に加え、災害発生時の避難場所や物資の中継基地など防災機能を備えた公園としてできるだけ早期に整備を行いたいと考えております。

次に、都市公園の整備に関する目標については、竹原市緑の基本計画において令和17年における市街地で確保すべき都市公園の面積を1人当たり4.2平方メートルと定めておりますが、令和2年時点では2.8平方メートルとなっております。今後、新開土地区画整理事業区域内に計画する2か所の公園を新たに整備することにより、目標を達成してまいりたいと考えております。

また、本市の都市公園は、設置から40年以上経過したものが多く、利用者の安全確保や老朽化施設の適切なメンテナンスを行っていくことが重要であることから、平成26年に竹原市公園長寿命化計画を策定し、総合公園バンブー・ジョイ・ハイランドの複合遊具の整備など、計画的な施設の改修、集約等に取り組んでまいりました。計画の策定から10年を経過することから、令和6年度において計画の改定を行い、中央公園を含む各公園の今後の管理方針、長寿命化対策の内容や実施時期等を定めることとしております。

都市公園は、市民のレクリエーションの空間となるほか、良好な都市景観の形成、都市の防災上の向上、市民交流の空間など、多様な機能を有する都市の根幹となる施設であり、今後とも適切な整備や維持管理に努めてまいります。

次に、3点目の我元行共同墓地への道路についての御質問でございます。

我元行共同墓地への道路については、市道我元行線として認定しており、墓地に訪れる方々に御利用いただいているところでありますが、県道三原竹原線から共同墓地までの幅員が狭く、離合が困難であることから、市道の拡幅についてこれまでも御要望をいただいているところであります。市道の拡幅のためには、道路と並走する河川の改修を併せて行う必要があるなど、多額の事業費を要することが見込まれることから、当面、墓地内道路工事完成後の通行状況を見ながら、必要な財源確保に向けて引き続き調査研究を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

副議長（今田佳男君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） それでは、本郷産廃場の水源汚染問題について再質問したいと思います。

まず、第1番目には、1月の現地調査した分の疑問といえますか、排水路にます枠やドラム缶が置かれて泡が立っていたということで、この装置といえますか、役割をお尋ねしました。広島県からは産廃施設は事業活動に関わる情報であり、詳細は答えられないけれども、ます枠やドラム缶が設置されていることによって、浸透水の水質検査の結果に影響

を与えていないと、そこだけはちょっと明確に答えられました。しかし、この根拠とか、そこが全く欠落してということで大変私は疑問に思いますし、再質問をしたいのは、浸透水の水質結果に影響を与えていないということは、広島県は水路のますのところにある泡とか、この泡が出る原因といたしますか、水質の分析はされているのでしょうか。そこをまずお答えください。

副議長（今田佳男君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（塚原一俊君） 現地設置のドラム缶等についてでございます。

これは、先ほど御答弁申し上げましたとおり、実際に現場を見られて水質を測定していらっしゃると思います。その中で、これのドラム缶等の役割についてはお教えすることができないと、そういう回答をいただいております。

副議長（今田佳男君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） 私が質問したことに対して答えていただきたいと思うのです。私は、水路のところにますとドラム缶が置かれてあって、そのますのところに泡が出ていましたよと、なぜこの泡が出るのですかということで、ろ過装置の役割とかいろいろ聞きましたが。しかし、今の市長の答弁では、県から浸透水の水質検査の結果に影響は出ないと、ますが設置されていることについて。だから、影響が出ないと言われたから、その根拠としてますのところに泡がなぜ出るのか、このことは水質を分析すれば分かるわけですからね。その水質の分析結果は、あなた方竹原市は持っているのですか、知っているのですかということをもっと分析されたのかどうかをお聞きしたいのです。

副議長（今田佳男君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（塚原一俊君） 水質検査で異常があった場合、必ずこちらのほうに情報をいただくようになっております。この際、今回の場合については、水質検査の結果、何もなかったよということにはなかったもので、結果として水質はオーケーというふうに捉えています。また、このドラム缶の件につきましては、一切お答えできないという結果でございました。

副議長（今田佳男君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） ドラム缶の装置とか、ドラム缶に泡が出ているとか、その影響がないということだけは言われて、その根拠を私は聞いている。しかし、異常はないというように言われるから、水質の分析結果は、泡が出る、その原因の分析はしたのかどうかということについてあなたは何回聞いても明確に答弁していないのですよ、今。

それで、なぜここまで私がこだわるかというと、これも御存じかどうか確認を求めたいのですが、2021年に住民の訴訟によって、21年の広島地裁の判決では、産廃場の差し止めというのが出ました。あとは、控訴されて三原産廃場建設容認という、住民から見れば不当な判決ということが出ましたけれども、いずれにしても21年の判決、広島地裁の判決やこの22年6月の判決の中でも産廃場直下の排水水ですよね。ここに書いてあるのは、処分場が操業を始めた場合に有害物質が漏れ出た水が場外に流れ、申立人云々の井戸水が汚染されるおそれがあるというこういった指摘、要するに産廃場直下の排水水が、地下水とかに影響を与える、汚染するおそれがあるよと。この裁判の内容は御存じですね。

副議長（今田佳男君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（塚原一俊君） 恐らくですが、住民の皆様が勝訴された1件だと思います。これの第2回が3月5日でしたでしょうか、行われると聞いております。

副議長（今田佳男君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） あなたは私の質問に直接答えようとしな。住民が勝ったというのは新聞を見れば分かるわけですから、私は、あと次の22年のときには産廃場の建設が容認されるという、住民の訴えから見たら不当な判決が出ている。しかし、その2つの勝った判決、住民から見たら負けた判決についても、今は控訴していますけれども、22年の判決についても処分場への有害物質の搬入とか、汚染水の場外への漏出が推定されると。産廃場直下の水質、これが汚染されて井戸水に影響を与えるよという判決の内容そのものまでは否定されていない。要するに、産廃場直下の井戸水なんかは水源のおそれがあるよという、この内容は知っているかどうかを聞いているわけですよ。

副議長（今田佳男君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（塚原一俊君） 詳細ではございませんが、存じております。

副議長（今田佳男君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） これは新聞見ればそこで分かるのですよ、詳しい内容のことを聞いているわけではないし、大枠でこういう産廃場直下の排水水、これが井戸水に影響を与えるおそれがあるよというのは裁判でも勝った分でも、この翌年の建設を容認した中でも認めているわけでしょ、この汚染水のおそれというのは。だから、私が今産廃場直下の調整池に入る水路のところにはますがあって、ドラム缶があって、そこには泡が出ているよと。この泡が何でここへ出るのかと、普通はこういうことがあってはいけないから聞いて

いるわけですよ。しかし、これは裁判を見たら、直下の水質のおそれがあると、産廃場のすぐ下の水質を汚染するおそれがあるというのは、私が勝手に言っているのではなくて裁判が認めているわけですよ。これは、皆が多く知っている事実ではないですか。だから、私はあえて今本郷では実際にこのおそれが現実となって、泡や臭いが出ている。前のときでも泡や臭いが出ていると言いました。そのとき、あなたは落ち葉とか小動物の死体があるから一時的にそれがあったのだと、その異常値の基準値を超えたというのがあったと言われた。しかし、そのものを処理した後に、今、別の排水路から出ていることを聞いているわけですよ。この水路にはほかに入り込む余地がない水路、産廃場から直接調整池に流れる水路なのです。だから、よそから入って、いろんなものが小動物とか、そういった影響がある、そういったものではないのですよ、この水路は。しかし、そういった水路に本来あってはいけない水質の変化とか、悪化とか、これはなぜ起こるのかというのはちゃんと説明しないと。分析して、その泡はこういう結果だから安全なのですよという数値をあなたが公表すればいいではないですか、住民に。そうすれば安心しますよね、そうだったのかと、それならあの泡はこうだったのだねと、安全なのだねというのが分かれば安心するのですよ。しかし、そういった分析をしているということもはっきり明言しない、県が浸透水のますの泡について、県は浸透水の水質検査の結果、影響はないと。だから、産廃場直下の浸透水の水質基準の法律と、あれは二十数項目あったと思うのですが、この分と私が言っているのは違うのですよ。なぜ泡が出るのかと、この泡の出る水質を分析すれば分かるわけではないですか。なぜその泡の分析をしないのですか。しないのに影響はないと、どこで断言できるのですか。

副議長（今田佳男君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（塚原一俊君） 繰り返しになりますが、泡の分析は当方ではいたしておりません。この検査主体は広島県ですので、結果のみを聞いております。それ以上のこともお伝えいただくこともできません。竹原市で検査結果、何かを検査した結果は必ず公表させていただきたいと考えております。

副議長（今田佳男君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） 今度は市長にお尋ねします。

今、泡の分析はしていないという答弁がありました、県からそう聞いていると。しかし、裁判ではこういった水質のおそれがあると。現実に私も調査をしたら、泡や以前には臭いが出ている。これは泡や臭いが出てくることは、本来あってはいけないことが起こっ

ているわけですよ、現実には。広島の上安のことも言いました。現実には起こってはならない安定型産廃場、安定型だから水質の変化は悪化はしないと答弁しているのではないですか。しているのに、こういった現実があつて、裁判所もそういった産廃場ができれば、水質の汚染のおそれがある、井戸水に影響を与えるおそれがあるということだけは認めているわけですよ。こういった住民の不安を解決するためには、泡の水をなぜそういった泡が出るのかと分析もしないで大丈夫ですよという、どうして言えるのですか、市長。そこをちょっとあなた、答えないといけないよ。

副議長（今田佳男君） 副市長。

副市長（新谷昭夫君） 今、議員おっしゃったことの中で、まずもって水質汚染のおそれがあるという裁判所の判決の部分につきましては、水質を調査する箇所等の問題も含めて、裁判所のほうから指摘を受けているということではありますが、これについて県のほうではそれは審査のほうをきっちりしているということで、今控訴をされている状況ですから、これについては裁判所で今、そういう水質汚染のおそれがあるといった、地裁では出されておりますけれども、最終的に確定したものではないということです。それにつきましてはまだ係争中ということでありますから、その部分はそういう判断が最終的に決定されたということではないというふうに考えております。それと、ますとかタンクとか、そういった部分の水質につきましては、県においてしっかりと検査をされた中で、そういう水質汚染がないという、それぞれの検査の時期等ありますけれども、検査された段階でそういう法に基づいた基準はクリアされているということでの結果が出されておりますので、我々はその情報をいただいた中で対応しているということでございますし、今泡がどうという話がございますけれども、我々もこれまでも井戸水等の検査というものを事前に行ってきておりますし、そういった部分で竹原市側においてそういった部分の汚染がされるというような懸念があれば、そういう以前調査している結果と踏まえて、また必要であればそういった検査も進めていって、確認もしていくということで考えております。

副議長（今田佳男君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） 1つ、裁判の判決の分で住民の訴えが勝った分と、今、負けた分があつて、今控訴中なのですけども、裁判中なのですけども、私は確定はまだしていないけども、その中の一つの事実としては産廃場ができた直下の地下水に影響を与える、要するに水質の汚染のおそれがあるよというのは、勝った裁判も負けた裁判も共通してそれ

は認めているわけですよ。だから、そこは確定ではないけども水質のおそれというのは両方裁判所も認めているわけですよ。だから、それは確定ではないからおそれがあると私が言うことが間違いというような分はちょっとあなた、それは認識不足ですよ。

それと、もう一つ確認したいのは、泡のことで、今部長は水質検査、泡の分析はしていないというのがあったから、しかし今部長は水質検査はしたというのがあって、それは誤解があってはいけないのは、県がやった水質検査というのは産廃法の21項目でしたか、水質基準は確かにあるでしょ。その水質基準には大腸菌とか飲料水とか、そこら飲料水があるような調査項目は全くない。ですから、飲める水ではないというのは、基準値以内でも産廃法が定めた水質基準項目、多分21項目だったと思いますけれども、その分で検査した結果、異常がないというのは、県の回答なのかを確認しておきたい。

副議長（今田佳男君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（塚原一俊君） 御指摘のとおり、水質検査の内容については25項目でございます。その25項目の中で、特に異常はなかったということでした。そしてまた、御質問いただいた内容は、水道水等飲み水の話でございました。これにつきましては、約51項目ございます。51項目あるのですが、先ほど申しました水質検査の25項目とは同じ項目もあるのですが、また違う項目が増えた上での50項目です。それについてはまだ検査はされていないと考えております。

副議長（今田佳男君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） 今の部長答弁もそうなのですが、泡が出る分析はしていない。今、副市長も言われたように、県が調査したのは産廃法に基づく25項目、私は21項目と間違えましたけど、25項目の水質検査があって、その基準値は基準値以下ということがあったのでしょうか、それと泡そのものの臭いとか、それはその分析をすれば分かることだけどもしていないということは事実なのですよ。それで、県が言う浸透水の水質検査項目の結果に影響を与えていないというのは25項目を検査した、そういう中では基準値以下だったということかもしれません。

しかし、それで私が言うのは、率直な地元の意見として、産廃場ができる前は沢の水は飲めたけれども、今はとてもではないが臭いや泡があつて飲めないというのは、誰が言ってもそこを見てもすぐ分かることなのです。だから、私はくどく産廃場の直下のこういった水路にあるますの泡が臭いがどうなのかと、きちっとこれは分析して住民に伝える、安心・安全をつくる必要があるということを繰り返し、くどいようだが言っています。

ですから、あなた方はそれを拒否をしているし、県もやらない。そういうことは、本来県も竹原市もだけれども、住民の不安を解消する、住民の福祉増進、壇上でも言いました。これは水の問題でいえば住民の命と健康に係る問題ですから、きちっと泡の調査を分析して結果を知らせる、それで安全なら安全というふうに言う、これが本来当然やるべきことなのです。しかし、それを何回言ってもあなたは拒否して、住民の要望よりも竹原市としては、県はちょっと県に聞かなくては分からないけど、竹原市としては県の答弁を認めるということになれば、住民の不安の解決というよりもJABの事業者の営業を優先しているよというふうに理解されても仕方がない。これでいいのですか、市長。

副議長（今田佳男君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（塚原一俊君） 我々もこういった形の中で、いろんな要望がある中で、これは以前より申し上げておりますけれども、三原市と広島県と連携しながら対応していくということでございます。この処分場の立地、それから沢ですね、先ほど御指摘いただいた沢につきましては三原区域になってまいりますので、こちらが行って採取するとかそういった検査をするとかというのはなかなか難しゅうございますけれども、そういった中で、許可権者である広島県を含め三原市と連携しながら要望等を行います。水質検査もそうですし、もし違反があった場合は厳格な指導をしていただくよう求めているところでございます。これにつきましては今後も続けていきたいと考えております。

副議長（今田佳男君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） 竹原市長と三原市長が、これまで何項目かで県に要望の申入れをしたというのは私も知っています。それで、市長に直接聞きたいのは、竹原市として今三原市と連携して県に申入れをしたと、この申入れによって産廃場の排水からの汚染水を防止できたと考えるのかどうか。また、こういった申入れによって住民の健康や安全、住民の不安は解消できたというふうにお考えなのかどうか、そこを市長、あなたが答えてください。

副議長（今田佳男君） 副市長。

副市長（新谷昭夫君） 市から県のほうに対しましては、県で要綱で定められている事前の調整要綱みたいな形での事前調整のことに关しまして、条例を制定していただくようにということを1つ要請をさせていただいております。またあわせて、今議員がおっしゃられたような指導監督を徹底していただきというところでもお願いをしているところでございます。こうしたことに伴いまして、当然住民の皆さんの不安の解消、あるいは我々が

三原市さんと一緒になってお願いした事項ということも踏まえて、県のほうではそういう検査をしっかりとしていただき、またそれに基づいた指導監督をしていただいていると。それによって、事業者における水質の廃掃法に基づく基準をクリアしていただいているという状況にもつながっているというふうには思っております。

副議長（今田佳男君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） ここでもう一回、確認を含めて聞きたいのは、今の副市長の答弁は事前の要綱というのもありましたけども、もう一つは県に指導監督を徹底するということを行いました、今答弁がありました。だから、指導監督を強めていけば、強めれば住民の不安を解消できるのかということなのです。先ほどの泡の問題を含めた水質の汚染防止はできるのか、このことについてはどうお考えなのか。

副議長（今田佳男君） 副市長。

副市長（新谷昭夫君） 市民、特に今、現状で言えば三原市民の方が多いと思いますけれども、市民の皆様の不安の解消というところにつきましては、それが廃掃法に基づく基準、水質の検査を県にさせていただいて、それを、基準値をクリアしているということが一つの不安の解消にはなると思いますが、先ほどおっしゃられたとおり、通常の飲料水の検査とは違いますので、そういった部分の違いというのはございますけれども、法に基づいた許可をされて、それに基づいた形での排水基準というものをクリアされているということは、一定にはそういう不安の解消にもつながっているものと考えております。

副議長（今田佳男君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） そこは、あなたがその産廃場の水質基準ということを言われて、その基準値以下だからというので、その徹底をしてもらわないといけない、今まで基準値を超えているということもありましたから、それは、基準値を守ってもらうという指導は当然なのだけれども、私が最初から言っているのは、本来この安定型産廃場ができたとしても直下を流れる排水は変質、悪化してはならないというのが大原則でしょう。これ、市は答弁しているわけですから。しかし、現実にはそういった泡とか臭いとかというのが起こっている、繰り返し言ってきました。しかし、そのこともなぜ分析しないで安心なのか、影響を与えていないというような、何かいかにも安心というような感じがしますが、市民は今まで飲めた水が飲めなくなる、飲めなくなった、泡や臭いが出た、これはなぜなのかということに対してのきちとした水質の泡の分析をして、ぴしとした回答を返していない。だから、私は市民の大きな不安が解決できないと思うので

す。それは徹底はもちろんしてもらわないといけないけども、本来の市民の方が求めている安心・安全、こういった水の確保という面から見たら、現実にはそれは今本郷では起きているけども、いずれ竹原市でも起こることは目に見えているわけですから。だから、三原市と連携を取って、こういった水質の汚染、悪化、変質がなぜ起こっているのか、泡や臭いがなぜ起こるのかという、この事実だけは再度確認を求めるように私は指摘しておきたいと。

それから、実際に今もう産廃が埋め立てられて、先ほどの答弁では3万8,800トンが合計で埋め立てられたということが答弁であったと思うのです。記録簿では、さっき3万8,800トンが埋め立てられたと。それで、その記録簿では1月に279回の展開検査を実施して、その結果、2台の安定型廃棄物以外の混入が認められたという、この混入物の数量とか種類とか、こういった種別の指定品目以外のものが入ったのか、そこらの確認はされていたら教えてください。

副議長（今田佳男君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（塚原一俊君） 先ほどおっしゃいましたとおり、360件のうち2件ほど目視により異常が見つかったため搬入いたしておりません。また、操業が令和4年9月からですが、そこから先月1月までの間、約1年半でございますけど、その間に搬入がトラックで3,769台ありました。その3,769台のうち、43台が違反をされているということで、場内に入らずに帰っていただいたということになります。場内に入らずに展開検査等を行いますので、量であるとか物が何であるのかというのは確認しないまま帰っていただいているという状況でございます。

副議長（今田佳男君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） 確認したいのですが、私が1月に見たときにはトラックは岐阜県から来た大きなトラックでした。それが、その埋立場に入って出られました。この産廃物、埋立物というのは網か何かに囲まれた分がこうなっていましたけど。だから、気になったのは、今答弁であったのは、そういった搬入物はその場で展開検査をするのではなくて別のところで展開検査をすると。その展開検査が、今何か43台あったけれども、それはその産廃場に入らなかったような答弁でしたから、確認を含めてしたいのは、展開検査は、そのトラックがこの間入ってきましたから、入ったトラックがその現場に行って、そこで何かいろいろつつたりして捨てていました、それを埋め立てました。すぐ重機が来て、埋立て、土をかぶせるというのがありましたから、私はそこでやっぱり

展開検査を目視でやるのかなということを、それが前には、部長答弁で、埋め立てる前に展開検査をして、目視で有害物質はもちろん付着物も確認するようになっていきますよ、これが義務づけられていますよという答弁があったのですけれども、その場ではなくて別の場で展開検査をしてこういった搬入を阻止しているということなのか、ちょっと前の答弁と違いますから。

副議長（今田佳男君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（塚原一俊君） 失礼しました。それでは、前回のほうが正しいので訂正させていただきます。

展開検査はやるのですけれども、測量、何トンであるとかそういったものはやっていないということです。ただ、展開検査の度合いがどこまでやるかということですよね、一部見ただけでも混入物が分かる場合もありますし、そうでない、最後まで見なければならぬということはあるのですが、いずれにしても目視で確認したその後に計量に入ることですので、引き返した場合の計量はできないと聞いております。

副議長（今田佳男君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） 部長、ますますあなたはおかしいと思いますよ。おかしいというのか、疑問の答弁をしているのは、その場で展開検査があるというのはそういうふうに訂正をされたのだけれども、本来搬入される全ての埋立物はその場で展開検査をして、目視がいいか悪いかは別として、目視で指定品目以外は排除というのか、有害物質等の付着物も目視で確認するというのが義務づけられておりますよという答弁でした。今、展開検査もどこまでやるかというのが問題だというようなことで、気になったのですが、展開検査は全ての搬入物をやるわけではないということなのですね。

副議長（今田佳男君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（塚原一俊君） すみません、そのような意味ではございません。早く見つかれば、そこで中断して全量を持って帰っていただくということでございます。展開検査の最終で混入のものが分かった場合は、そこから持って帰りますので、検査の量であるとか手法は違ってくるのかなということで、そのように申し上げました。

副議長（今田佳男君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） 確かに指定品目がありますけれども、それ以外で目に見えるものは、指定品目は廃プラスチック類とかゴムくずとか、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器及び瓶、瓦礫類がありますけれども、これは見た目の分はすぐ排除できた

らやる。それにしても、あれは何トントラックですか、それはやっぱり早く見るといっても時間が大分かかるのではないですか。大きなトラック、20トントラックというのですか、ちょっと分かりませんが、岐阜から来た大きなトラックが、来てからそんなに時間がないうちに下ろして帰っていましたよ。それで目視で確認できるのですか。

副議長（今田佳男君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（塚原一俊君） 目視で確認をいたしております。どれぐらいの時間をかけてかというのは分かりませんが、少しでも入っていた場合、トラック、今おっしゃった20トンですか、そのトラックごと帰っていただくので、ちょっと見つかったからといってそれを全部検査した上で帰っていただくということにはつながらないはずでございます。

副議長（今田佳男君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） それと、指定品目以外のものというのは見える分で、その、ぱっとは確認できないと思うのですが。

それともう一つは、付着物なんかもぱっと見て目で分かるものなのですか。これは、何の有害物とかというのは私はちょっと分からないと思うのですが、それでも付着物も目視で、これはやっぱり有害物質だとかそうでないというのが確認できるのですか、できないのですか。

副議長（今田佳男君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（塚原一俊君） それぞれ公共機関が指定した業者さんであるとか、それとか技術管理者、これを置いた事業者さんが見ることになっております。特別な資格を持っていないとその管理者にはなれないということと、その管理者の下で皆さんがお仕事をなさるというふうに聞いております。したがって、目視は可能であるということでございます。

副議長（今田佳男君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） そこらは、付着物を含めて目視が可能で指定品目以外を埋めていないよ、有害物質は入っていないよというのなら、なぜこういった泡や臭いが起こるのですかということになるわけです、もともとに。安定型品目というのは、臭いや泡が出ていわけではないでしょう。何か、有機物に変質するとかいろんな状況があって水質が悪化、変化しているわけですから。しかし、前に聞いたときは、落ち葉が堆積したのだろう、小

動物が死んだ分だろう、しかし今回はそこはないわけですから、それは前に除去しているわけですから。除去した後に何で、その水路というのは産廃場から直接入るようになっている、よそからほかの水が入ることはないのです、雨水はあるけど。雨水は、ちょっとの水路の幅で、それだけです。だから、タンクやますなんかには泡が出る、変質が起きている、ここはなぜなのですかと聞いているのに、あなたは答えないではないですか、分析をしていない。そうして、付着物が入っていないとどこの根拠で言えるのですか。目視で付着物が入らない、混入しない、有害物質は入らない、その根拠はどこなのですか、ちゃんと教えてください。

副議長（今田佳男君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（塚原一俊君） 再度の繰り返しになりますけれども、この事業実施主体、検査の実施主体は広島県でございます。したがって、こちらのほうでは検査はしておりません。電話で問い合わせましても、先ほどお答えしましたとおり問題はないということ、それから設備の内容と原因についてはお答えできないということでございました。また連携、連絡を取ることがございますので、再度確認はしてみたいと思います。

副議長（今田佳男君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） 今の答弁で、それは県がやるから市は調べていない、ちゃんと通告しているわけですから確認して調べればいいではないですか。それが、事業者のことだから言えないとか、どうして市民に納得させるのですか。泡や臭いが出ているのは事実なのですから、この事実を解明して、それはこうなのですよというはっきりしたものを知らせて、住民の方が、ああそういうことなのかと、それだったら安全だなという理解をして初めて問題が解決するのではないのですか。県がやっていることは知らない、通告しているのに何で調べないのですか、あなたは。

それともう一つは、ジェイ・エー・ビーの管理記録を見ても質問しました。それに対して、採水場所によって県道側①と②、これはヒ素が含まれるという答弁がありました。ヒ素の数値も、下限値0.001ミリグラム・パー・リットル、これは下限値は超えるのだけれども、水質基準よりは下なのですけれども、ヒ素の下限値を0.001ミリグラム・パー・リットルを超えて県道側①では0.003、県道側②では0.006ミリグラム・パー・リットル。だから、こういったヒ素が基準値を超えるのだけれども、検出されている事実は認めますね。

副議長（今田佳男君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（塚原一俊君） これについても確認させていただきました。

ヒ素につきましては、自然界に存在するという事で、このように出てくることはあるという状況でございます。また、基準で定められているものにつきましては、基準値につきましては0.01でございます。先ほどもおっしゃった0.003と0.006はその基準値を下回っているということでございます。

副議長（今田佳男君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） このヒ素についても、基準値の下限値以下だけでも含まれるということで、県に確認したと言われましたから、もう一回、県の分の確認について再度質問したいのは、県道①と県道②が基準値を超える数値が出ていると、この基準値を超える数値は自然界に含まれる数値だから安全だと言えるのですね、そこは明言してください、ちゃんと。

副議長（今田佳男君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（塚原一俊君） 基準値について、もう一度申し上げます。

基準値は0.01でございます。0.003ですから、桁が1つ違うような状況でございます。したがって、ヒ素の数値につきましては基準値以下に収まっているという状況でございます。

副議長（今田佳男君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） 私が聞いたのは、水質のヒ素の基準値は今そう言われたとおりですが、ヒ素の下限値というのがあるのです。下限値というのは0.001ミリグラム・パー・リットルなのです。基準値ではないですよ、基準の下限値なのです。低い数字は0.001ミリグラム・パー・リットル、これ、ヒ素の下限値がそうであって、それを超える数値が県道側の①では0.003ミリグラム・パー・リットルで、県道②では0.006ミリグラム・パー・リットル。ヒ素の下限値を超える数値は自然界に含まれる数値なのかということを確認したわけです。

副議長（今田佳男君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（塚原一俊君） 下限値でございますけれども、基準値のようにこれを超えてはならないとかそういったものではございません。一応、基準値の10分の1程度が示されておりまして、それ以下だとなかなか測定が不可能という下限値は基準値の10分の1が設定されておりますが、それ以下ですと正確な測定ができないということで、例えば測定会社の機械設備であるとか手法について影響が出るので、最低でもその10分の1ま

ではしっかり出して下さいよということが言われたのが下限値です。

先ほど申しましたように、ヒ素につきましては自然界に存在するものですのでそういった基準値を下回りますが、下限値より上のものが出てくるとするのは常にあるということでございます。

副議長（今田佳男君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） これはジェイ・エー・ビーの管理記録簿のことを言っているわけですが、さっき言ったヒ素以外は、例えばアルキル水銀とかカドミウムとか、これは下限値以下、未満で検出は書いていません、数値は。下限値未満で水質の基準は書いていません、数値が書いていません。しかし、ヒ素のところだけは0.003と、県道①です、県道②のところは0.006と書いてあるのです、数値が。だから、私が今聞いたのは、この数値は下限値以下だけれども、ほかの数値は未満という、記録がないぐらいなかつたのでしょうか、低かつたのでしょうか、ここのヒ素についてはさっき言った数値がある。これは自然界に含まれる数値、自然界の数値なのですか、それで安全なのですかということを確認しているわけです。

副議長（今田佳男君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（塚原一俊君） 手元にございます資料についても、そのようになっております。下限値未満の数値ということで、基準値の10分の1以下ということになっておりますが、それから下の正確性が問題になりますので、こういった下限値未満になっていると聞いております。また、ヒ素の0.003、0.006につきましては、これは県に確認いたしております。また確認をしたいと思えます。

副議長（今田佳男君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） ぜひ、その下限値以下の数値だけれども、私がこだわったのは、この数値が自然界の数値なら問題ないわけです、問題ないというか安全だというのは言えるのでしょうか、私が心配なのは、こういった先ほど言っているような水質の悪化、変化が起こって、その中の一環としてジェイ・エー・ビーさんが調べた分でもこういった下限値以下の数値を超えるといえますか、ヒ素の下限値は0.001ですから、これを超える数値になっているよと。だから、これは自然界の数値とは言えないのではないかなということを私は思ったものですから質問をいたしました。そこは明確な答弁がないのですから、確認して何らかの報告をしてください。

ですから、いずれにしてもこういった現場ではこういうヒ素の自然値の混入が明確にさ

れないから困るわけなのですけれども、市民の不安解決にはこういった一つ一つの数値も、細かい数値かも分からないけれども、いろいろ住民が不安を持っていることに対してはきちっと答えて、それに回答を出す。それが安全ですよとかそうではないですよというのは、結果が出たらそれを早急に報告して対策を取る、これが本来の在り方だと思うのです。

それであと、水源保護条例に関わってお尋ねしたいのは、竹原市としてぜひとも水源保護条例をつくるべきだと、これをつくらないと今の産廃場の汚染問題に対応できないよということで、私は繰り返し言っています。それで、いろいろ情報を聞きますと、今日ですか、三原市の議員さん全員を集めて三原市の議員さんにこの水源保護条例をつくるための説明会をやられているということも伺いました。それから、尾道市ではそういった水源保護条例をつくる動きがあるということもお話を伺いました。それで、今日私が質問したのだけれども、水源保護条例をつくるべきではないかということを質問したけれども、そこは答弁がありませんでしたね。

そこで、市長にお尋ねしたいのは、この水源保護条例をつくる前に、竹原市の環境基本法、環境基本条例あるいは環境基本計画をつくっています。これは、今の市長が、あなたが担当してつくった竹原市の環境基本条例ではないのですか。私は、あなたが担当者でつくったというふうに記憶しているわけですけども、この基本条例をつくったときの目的です、どういった社会状況の中でつくられたとか、この条例をつくった目的、その背景についてもお尋ねしておきたい。

副議長（今田佳男君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（塚原一俊君） 当時のことははっきり覚えていませんけれども、水源保護条例等に先んじての基本的な市の方針を定めたものではないかと考えられます。

先ほど議員御指摘いただきました、本日三原市で何かあるということだったので、ちょっと把握しておりません。いずれにしても、動きがありましたら三原市と連携を取ります。早速、終了後に確認を取ってみたいと思います。

以前より申し上げておりますけれども、水源保護条例につきましては三原市等と連携をしながらやっていくということを申しました。先ほども申しましたが、三原市に立地する処分場でございますので、そこは連携を取っていかなければならないと考えております。また、引き続き広島県のほうにも条例化、条例制定に向けてお願いに行きたいと考えております。

副議長（今田佳男君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） 市長が答えてくれないから、ちょっと困るのだけでも。いやいや、市長が、部長か課長か分かりませんが、その当時にこの環境基本条例、これは2007年につくっていますから。このとき、あなたはこういった役だったのか知らないけども。あとは、2021年に第2次の環境基本計画もつくっています。ですから、私が言っても何ですけども、後で確認を求めますけども、この環境基本条例をつくった背景には、北部とか大乗とかいろんなところに産廃場ができるというのが竹原市内であったのです。それで住民の反対運動が物すごい起こって、こういった竹原市の貴重な水道水源の上流域に産業廃棄物処分場を造ってはいけないといういろいろな運動が起きました。そういった中でこういった、竹原市としても環境基本条例をつくりましょう、この理念、背景がそうなのです。それに基づいて、今度は具体的に環境基本計画の第2次が2021年から10年で計画されてある。基本条例が理念を定めて、基本計画が具体的な施策の方向性を示して、あとは条例しかないのですよ。水源保護条例、水源問題に関わっては。水源保護条例をつくれれば対応できる、そこまで竹原市はやってきたのですよ。なぜこれが、水源保護条例ができないのか。

もう一回確認しますけども、この2007年の基本条例、今の市長が、あなたが担当部長か、課長か、そういう意味でつくられた記憶はないですか。

副議長（今田佳男君） 市長。

市長（今榮敏彦君） 条例制定年限からいくと、私は担当部長でも課長でもなかったと思いますが、当時の背景は今議員がお話しされましたとおり、様々な環境事案を含めた対応が総合的に求められるということをもって条例制定に至ったという認識をしております。いずれにしても、環境基本条例を定めておりますが、基本的には法令に基づく手続なり規制等が定められている中で運用していくということから、各個別の条例については現時点では定めていないという状況でございます。いずれにしても、今回の御提言の水源保護条例につきましても、上位法の下に各権限者が適切な管理を進めることによって環境保全を図っていくということをもって、本市としても対応を今進めているところでございます。

副議長（今田佳男君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） この水源保護条例が今なぜ必要なのかということでは、前にも言ったのですけども、三重県津市で津市水道水源保護条例をつくっています。この条例の目的というのは、水道法に基づいているのですけども、水道法の第2条第1項の規定に基づ

いて、本市の水道に係る水質の汚濁防止、清浄な水を確保するためにその水源の保護及び涵養を図って住民の生命と健康を守ることというのが明確な水源保護条例の目的があります。これによって、この条例があつて初めてこの6項目の歯止めといいますか、条例に基づいて対抗できるという言葉がいいのかどうかは知らないが、その水源を守ることができるわけです。しかし、これがなかったらできませんよ。今、あなたが言うような上位法の分では、いくらその監督、法律を守っても、実際現実には泡が出る水、臭いが出る水は起こっているわけですから。これにどうしても歯止めをかけなくてはいけないという面で、この条例の目的というのは今紹介しました。竹原市では、基本法や基本計画をつくっている。あとは、この水源保護条例をつくれば一つの足がかりができる。竹原市で水源保護条例をつくれば、この産廃場からの汚染を防止できる一つの大きな足がかり、第一歩になると。これについても、市長はどうお考えですか。

副議長（今田佳男君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（塚原一俊君） 水源保護条例の御質問でございました。

これも、以前よりずっと申し上げておりますけれども、水源保護条例は2つあります、管理型と排水規制型と両方ありますけれども、いずれにいたしましても市民に与える影響等が大きゅうございます。例えば、生活雑排水であるとか工業用水であるとか、農業、畜産、こちらに係る水等が川に流れ込むというのが現実でございますので、それらを規制するにはかなりの調査とあと計画、そしていろんな意味での調整、事業者さんと家庭との調整であるとかいろんなものがございます。そこら辺につきましては、先ほども申しましたが、隣の三原市等とも協力しながら、連携しながら調査の上、制定をするのであれば同じような形で取り組んでまいりたいと思います。また、これに限らず、さっきこれも申し上げましたが、広島県のほうにおきましても条例制定をしていただくよう働きかけていきたいと考えております。

副議長（今田佳男君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） 水源保護条例をつくらない理由はいっぱい今いろいろ言うけれども、どうしたら水源保護条例ができるか、何のために水源保護条例が必要なのかということが欠落しているわけです。本来、竹原市の大切な仕事というのは、紹介したように、自治法で住民の福祉を増進させる、このこと、水道、水問題でいえば住民の命と健康を守る、水道法にもちゃんとそのことは明記している。水道法の、今市民の水源、これが汚染の危機にさらされている、そういったときに手を打たないと、私はやっぱりあなたの、市

の、市長の責任が問われるということだけは指摘して、ぜひともこの条例をつくるような働きかけをしておきたいと、つくるように前向きに検討、取り組んでいただきたいということで、次の質問に入りたいと思いますけれども。

次は、中央公園等の整備に関わってお尋ねしました。特にいろいろ、市の公園施設は何か所かありますけれども、中央公園、近くでもありますから老朽化が目立つわけです。それで、この中央公園というのはいつできていますか、確認しておきたいと思います。

副議長（今田佳男君） 建設部長。

建設部長（梶村隆徳君） 中央公園の供用開始の年月でございますけれども、段階的に供用開始しておりまして、一番最初が昭和59年5月、2回目が昭和63年4月ということで、2回に分けて供用開始をしているところでございます。その後、市長のほうでも答弁いたしていましたが、様々な改修等を行いながら現在の形に至っているというところでございます。

以上でございます。

副議長（今田佳男君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） 中央公園は近くですから、見に行くこともあるのですが、中央公園のあれはモニュメントというのですか、調和と書かれた細長い建物とか、公園の中心部にいろいろ建造物があります。ここのコンクリート部分を見ると、土台が剥がれたり劣化したりというような状況が目立つわけです。特に、高い細長いものとかというのが土台が剥がれたり壊れたりしていますから、倒壊して危ないのではないのかなというのを心配するわけです。ですから、1つお聞きしたいのは、そういった建造物の劣化状況を確認されているのかどうか、それで今からしなくてはいけないのか、それでその確認をしたとしたら安全性が担保されているのかどうかを聞いてみたいと、お聞きしたい。

副議長（今田佳男君） 建設部長。

建設部長（梶村隆徳君） 中央公園の点検状況でございますけれども、日常的な管理というところでの点検というのは適宜行っているというところで、安全性は確保されているというふうに考えておりますけれども、市長答弁でもございましたけれども、これは市の全体の都市公園が対象になってまいりますけれども、平成26年に公園長寿命化計画というのを策定し、必要な点検等を行いながら遊具等の更新等を進めてきたというところでございますけれども、この計画策定から10年経過しましたので、令和6年度において計画の改定というのを考えていくということでしております。その中では、必要な施設の詳細な点検も実施

するということにしておりますので、そういうふうな結果も踏まえて進めていくのかなと
いうことで、これは予算のほうの話になりますけども、今のところはそのように計画して
いるということでございます。

以上でございます。

副議長（今田佳男君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） ぜひ、公園ですから安全・安心というのは大前提だと思いますの
で、その劣化状況が大変気になるという面では、再度点検といいますか、対応していただ
きたい。

それからもう一つ、私が気になるのは、中央公園は確かに古く年月もたって、当時の樹
木といいますか、大きくなったり枯れたりいろいろしています。それで、外から見ると中
が見通せない公園になっているわけです。ですから、閉鎖的な空間となった場合は安全上
からもなかなかそこに入りにくい、利用しにくいというのがあるのではないかと。私も、
本川の例とか榎町の公園の例があって、本川では前は公園の周囲に植木がこうあって、そ
の植木を切られて見通せるといいますか、それがやっぱり安全でいいなというふうに私も
思うのですけれども、しかしこういった中央公園の場合は大きな木が相当ありますから、
緑としては確かにいいという面と、しかしそこを利用者がいろいろ使う、気軽に安全に利
用するという面ではちょっと閉鎖的になっているのかなというのでは、もう少し開放的な
明るい、外からでも見通せるほうが、樹木の伐採とか含めてこれは緊急にすべきではない
かなということについては、さっき言った10年計画とか見直すとかと言われたのですけ
れども、それ以外に緊急な分として、見通せる、閉鎖的から開放的な公園ということでは
緊急な対応がいるのではないかなということについてお尋ねしておきたい。

副議長（今田佳男君） 建設部長。

建設部長（梶村隆穂君） 中央公園の植樹に関する御質問でございますけども、植樹の役
割でございますけども、安らぎを与えるとか潤いを与えるですとか、木陰、夏の暑いとき
に日陰が確保できるとか、そういった様々な役割があるところでございますけども、今中
央公園はそういうようなものの機能化も必要ということで今の状況になっているという
ところでございますけども、もちろん倒木とかそういったもののおそれがあるというよう
なところで、危険というものがあればこれまでも伐採等を定期、不定期に行っている
ところでございまして、今年度も一部、これから少しそういうのもやっ払いこうかなとい
うふうな考えも持っております。

いずれにしても、定期的、不定期にそういった伐採とか枝打ち等を行っておりまして、公園全体になりますけども、当然その適正な管理が必要でございます。皆様が安全・安心で快適に利用できる公園ということで、維持管理、維持修繕してまいりたいと考えております。

以上でございます。

副議長（今田佳男君） 3分、あと3分。

14番松本議員。

14番（松本 進君） 市営墓地の進入路については、1点だけお聞きしたいと思います。

先ほど答弁があつて、狭い市道ということは見ておられる、確認されたのですけれども、今から事業計画をつくる、事業の調査研究が要ということでしたから、私が提案したいのは、緊急対応として進入路、県道から墓地の敷地までのところは特に狭いですから、側溝に、水路のところに蓋を設置するような暫定的な工事といいますか、それで車が離合できるような確保ができないのかなということについて、提案を含めてお尋ねしておきたい。

副議長（今田佳男君） 建設部長。

建設部長（梶村隆穂君） 我元行墓地に至る市道の維持修繕といいますか、というような御質問でございますけども、この件につきましては私のほうも現地のほうに出向いて確認させていただいたところでございますけども、暫定的な水路の整備というところでございますけども、こちらも暫定的とはいいいましても隣地の方との調整ですとか様々な調整が必要になってまいりますので、なかなか速やかな対応というのは難しいのかなというふうには考えております。市長の答弁でもございましたけども、今墓地内の道路、まさに現在整備を進めているところで、間もなく完了するというところでございますけども、その完成後の通行状況等を勘案しながら、今後必要な対応を検討してまいりたいというふうには考えております。

以上でございます。

副議長（今田佳男君） 以上をもって松本進議員の一般質問を終結いたします。

議事の都合により、午後2時45分まで休憩します。

午後2時30分 休憩

午後2時43分 再開

〔議長交代〕

議長（大川弘雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

質問順位 6 番、山元経穂議員の登壇を許します。

6 番（山元経穂君） ただいま議長より登壇の許しを得ました志政会の山元経穂でございます。発言通告に基づき、一般質問を行います。

1、令和 6 年能登半島地震から考える本市の防災について。

今年、令和 6 年も新年を迎えてはや 2 か月がたとうとしています。旧暦による正月も過ぎた今、話題にするのは若干気後れした感もしますが、今年のえとはたつであります。故事来歴では、たつ年はたつを表す竜が昇天することから運気が上がる大変縁起のよい年であると言われています。一方、約 2, 0 0 0 年前の中国で記された漢書、律歴志では、たつは震うという意味を含むことから、地震をはじめとする災害に注意すべきものとされています。いずれにしても、縁起を担いで気持ちを高めたり漢字の成り立ちから来る戒めであり、非科学的な伝承であることは言うまでもありません。しかし、我が国で一番国民が健やかにことほぐ日である 1 月 1 日元旦、震うの戒めが残念ながら現実になる出来事に直面しました。それが令和 6 年能登半島地震です。同日夕方に石川県能登地方の深さ 1 6 キロで発生したこの地震は、マグニチュード（以下、M） 7. 6、最大震度は基準最高値の 7 を観測しました。また、能登半島では平成 2 3 年の東北地方太平洋沖地震いわゆる東日本大震災以来となる大津波警報が発令され、沿岸の一部に津波被害をもたらしました。さらに翌 2 日、羽田空港で地震の支援のために救援物資を搭載した海上保安庁と民間の航空機が滑走路上で衝突する災害関連とも言える事故が発生し、二重の惨事により年初から国民全体が沈痛の思いを抱いた雰囲気になりました。そして、地震により甚大な被害を受けた石川県では死者 2 4 1 名（災害関連死 1 5 名を含む）、負傷者 1, 4 2 3 名、住宅被害 5 万 8, 8 6 6 棟、毀損額は最大で約 2. 6 兆円に達するとされています。この数字は令和 6 年 2 月 8 日 1 4 時現在の数字です。今もなお、被災された方々が、厳寒の中、あまたの苦難と対峙せざるを得ない姿は、報道で見聞きするたび心痛に堪えません。改めて、これらの災害に見舞われた方々にお見舞い申し上げますとともに、お亡くなりになられた方に衷心より御冥福をお祈りいたします。

我が国は、幾つかのプレート境界上に国土を形成している地学的特性などから、世界有数の地震大国であります。また、近年マグニチュードの等級が大きい地震が頻発すること

に比例して震度も高くなり、被害も増加する傾向が顕著に表れています。特に、我が国の社会経済が甚大な損害を被るとされている南海トラフ巨大地震（以下、南海トラフ地震）は、マグニチュード8からマグニチュード9クラスの地震の30年以内の発生確率が70から80%との想定下、切迫性の高い状態にあります。比較的太平洋に近い瀬戸内に位置する本市にとって、この地震は防災上最大級のリスクを伴い、実際発生した場合、はわないと動くことができない、飛ばされることもある震度6強の揺れが襲い、その後最高水位3.1メートルの津波が到達することが予想されています。地震は、規模の大小を含めて、現代の科学知識に頼んでもその発生自体を的確に把握し回避することは非常に困難なものであります。だからこそ、日頃の備えが肝要です。また、そのことはありとあらゆる自然災害に共通した概念であり、人命を守る防災対策を推進する上で一番必要とされる基本認識だと考えます。

本市も、平成30年7月豪雨、令和3年7月及び8月の大雨と、二度にわたり線状降水帯を原因とする豪雨、浸水により甚大な被害を受けました。短期間に相次ぐ水害に見舞われたことを鑑み、本市の要望も踏まえて、広島県は令和3年11月に全面施行された特定都市河川浸水被害対策法などの一部を改正する法律を活用し、国の支援の下、令和4年7月に水害の主たる原因である本川を特定都市河川に指定し、それに基づき、現在本川浸水対策重点地域緊急事業が令和4年から同8年度までの計画で防災対策事業が進められています。特定都市河川の指定は、広島県のみならず中国地方初となるものであり、事業に対する県の意気込みもうかがえます。国、県、そして本市の三位一体となった事業により、市民の安心・安全を図るためにも早期の完工を期待する次第であります。

そこで、以上を踏まえてお伺いいたします。

まず1点目として、甚大な被害を受けたこのたびの能登半島地震から南海トラフ地震等を念頭に、本市が受け止められた防災の認識についてお伺いいたします。

次に2点目として、その知見、教訓を今後本市は防災体制の強靱化にいかに関与させていくか、お伺いいたします。

また、3点目として、それらを市民の皆様にもどのように周知して御理解を賜るかにについてお伺いいたします。

最後に4点目として、先述した本川浸水対策重点地域対策事業に関して、現在までの進捗状況、令和6年度以降の事業予定についてお伺いいたします。

2、竹原市デジタル田園都市国家構想総合戦略、竹原市人口ビジョン及び第6次竹原市

総合計画後期基本計画について。

先述した年初の惨禍により、国民の不安と関心が続くさなか、一驚する報道が舞い込んできました。1月8日、故田中角栄元首相（以下、田中元首相）がかつて居していた東京都豊島区目白にある自宅が失火により全焼したというものです。一報を聞き、通称の目白御殿や目白詣でという言葉を連想され懐かしく感じた市民の方も多かったのではないかと思います。今太閤としてもてはやされ、時代の寵児となり、首相を務めた後、閣將軍として権勢を振るった田中元首相ですが、昨今話題の政治と金に関する問題により凋落したことからその評価は毀誉褒貶相半ばして現在も続いています。ただ、田中元首相は地域活性化、再生に情熱を持って取り組んだ政治家の一人であったことは否定できません。以下、「酔って丸の内でひっくり返っても、すぐ救急車で運んでもらって一晩休めば命には別状ない。同じことを北海道でやったらどうなるか。そういう格差をなくそうじゃないか。」との言葉は、その思いを表した発言の一つだと感じます。実際、田中元首相は国土の均衡ある開発を目指した考えを「日本列島改造論」に著し、道路は文化としていわゆる道路三法を成立させ、都市と地方を結びつけ国土庁の設置に尽力するなど、地方創生の先駆者でありました。

時を経て、地方創生は平成27年から故安倍晋三元首相が過度な東京一極集中の是正、特に地方で加速度的に進む人口減少の解消を目指して施策として実行し、地方自治体と共に推進してきました。そして、地方創生は岸田文雄首相による現政権下において形を変え、デジタル田園都市国家構想として継続され、令和6年度は関連予算として1,053億円が計上されています。デジタル田園都市国家構想は、従来の地方創生に加えて第4次産業革命と言える変化を来すデジタル技術を取り入れ、デジタルトランスフォーメーション（以下、DX）などのデジタル実装を行い、社会のデジタル化と軌を一にして地方の再生を図るものであります。また、国はデジタル田園都市国家構想の実現のため、デジタル田園都市国家構想総合戦略を定め、現在のまち・ひと・しごと創生長期ビジョン（以下、長期ビジョン）も改訂し、地方自治体には地方版デジタル田園都市総合戦略への移行と地方版長期ビジョンである人口ビジョンの改訂に努めるよう求めています。

本市においても、今年度、国の指針に合わせて竹原市デジタル田園都市国家構想総合戦略（以下、竹原市デジタル田園都市総合戦略）の策定と竹原市人口ビジョンの改訂を行い、令和6年度からそれに基づき政策を展開するとしています。また、本市の最上位計画である第6次竹原市総合計画後期基本計画（以下、後期基本計画）も今年度策定され、同

6年度から同様に実施することから、後期基本計画内に竹原市デジタル田園都市総合戦略と竹原市人口ビジョンを包含したものになっていることは本市の資料から確認できます。

そこで、以上を踏まえてお伺いします。

まず第1点目として、後期基本計画に竹原市デジタル田園都市総合戦略及び人口ビジョンを位置づけた本市の認識についてお伺いいたします。

次に2点目として、その位置づけにより地方創生をどのように具現化していくのか、お伺いいたします。

また3点目として、DXをいかに本市の行政運営において有効に活用するつもりか、お伺いいたします。

最後に、4点目として、デジタル田園都市国家構想が掲げる稼ぐ力は本市の持続可能な行財政や税収を支える上で重要な視点だと考えますが、本市の御所見をお伺いいたします。

以上で壇上での質問を終えますが、御答弁により自席にて再質問させていただきます。

議長（大川弘雄君） 順次答弁願います。

市長。

市長（今榮敏彦君） 山元議員の質問にお答えいたします。

防災についての御質問でございます。

このたびの能登半島地震においては、建物倒壊や地盤の液状化、また地震に伴う火災に加えて幹線道路が寸断したことにより、被災地への救助、救援や支援物資の輸送が困難となるなど甚大な被害が発生しているところであり、南海トラフ巨大地震等の発生が予測される中、本市といたしましても防災体制の一層の強化に取り組まなければならないと改めて痛感したところであります。

能登半島地震では、建物の倒壊により亡くなられた方が最も多かったと発表をされております。本市においても、比較的古い木造家屋が多く、巨大地震発生時には建物倒壊による被害が想定されることから、その対策として住宅の耐震化のための住家の耐震診断、耐震改修への補助制度を設けているところであり、今後においても耐震化率の向上を図ってまいりたいと考えております。また、災害地において寸断された幹線道路の早期復旧は大きな課題であることから、国道、県道の整備事業とともに陸路以外の海上航路の活用など、救助、救援や支援物資の緊急輸送経路の確保に向けて、引き続き国、県との連携を図ってまいりたいと考えております。

巨大地震等が発生した際に、市職員が取るべき行動として南海トラフ等巨大地震初動対応手順書を作成し、発災時に適切な対応を図ることとしております。大規模災害発生時には、多数の避難者が発生することが想定されることから、一定期間の避難生活にも対応できるよう、災害応急救助物資の備蓄目標を災害備蓄方針に定めて計画的な備蓄を進めております。また、避難生活が長期化した場合や緊急的に物資や人的支援が必要となった場合を想定して、他自治体や企業などからの広域的な支援を受けることができるよう多くの企業等と災害時応援協定を締結するなど、支援を受けるための災害時受援計画も定めて円滑な受入れ体制の整備も進めているところであります。

こうした方針、計画等については、このたびの能登半島地震からの知見や教訓を踏まえて再確認を行ってまいりたいと考えております。さらに、地震災害は大雨災害と違い災害発生前に避難する時間的余裕いわゆるリードタイムがなく、いつ、どこで発生するかを予測することが困難であります。南海トラフ巨大地震等の被害の想定を踏まえて、消防や警察をはじめとする関係機関との連携強化や初動態勢の再確認など、万全の体制を確保できるよう備えてまいります。

次に、防災体制強化の周知についてであります。

南海トラフ巨大地震では津波も想定されていることから、竹原市防災ハザードマップに示す津波浸水想定区域内にお住まいの方は、津波注意報等が発表された際には即座に高台等へ避難することが大切であり、地域におかれても津波からの避難を想定に取り入れた防災訓練の実施が有効であります。また、災害時備蓄方針において、本市と広島県、そして各家庭や企業の備蓄物資を活用することとしておりますが、まずは各家庭や企業において、少なくとも3日分程度の食料等の備蓄に平常時から努めることとしております。こうした取組については、本市が実施する防災講演会や地域と連携した出前講座等の機会において繰り返し周知、啓発を行うなど、備えの強化と市民の防災意識の向上を図り、能登半島地震をはじめとする多発化、激甚化する災害への対応に引き続き取り組んでまいります。

次に、広島県が実施しております本川浸水対策重点地域緊急事業につきましては、現在、土地所有者との境界立会を経て、用地買収に向けた交渉を順次進めているところであります。このうち、中国電力株式会社竹原変電所北側の区間の一部において、年度内に河川拡幅の工事契約を締結する計画とされております。令和6年度以降の事業予定につきましては、上流域においては統合橋の整備やそれにつながるバイパス道路の整備を先行して

行うこととされており、下流域においては河川拡幅に伴う地権者への説明を精力的に行っていくとお聞きしており、早期の用地買収契約を目指すとともに一日でも早く工事に着手できるよう取り組むこととされております。本市といたしましても、広島県としっかり連携を取りながら、広島県が目標としている令和8年度の完成が図られるよう取り組んでまいります。

次に、2点目の御質問でございます。

総合計画は、将来の長期的な展望の下に市政のあらゆる分野を対象とした総合的かつ計画的なまちづくりの指針となるものであり、基本構想及び基本計画で構成をしており、前期基本計画の期間が終了することから、本市の特性や課題、社会情勢の変化を踏まえ、本市の目指すべき将来都市像の実現に向けた後期基本計画を策定したところであります。この後期基本計画における取組の考え方につきましては、重点的に取り組む施策を竹原市デジタル田園都市国家構想総合戦略に位置づけて、デジタルの力を活用した地方創生の取組により総合計画と一体的かつ積極的に持続可能で魅力あるまちづくりを推進していくこととしております。

地方創生の具現化の手法につきましては、人口ビジョンから見えてきた3つの課題である社会減の緩和、自然減の緩和、にぎわいと活力の創出の解決に向け4つの基本目標を設定し、この基本目標に沿った施策の方向性を、仕事づくり、移住・定住の促進、結婚、出産を希望する人への支援、出産前、出産後の支援、子育て支援、地域力の強化、町の魅力の向上として、それぞれの項目に重要業績評価指標を設定し、目標の達成を目指して施策を推進することとしております。

本市の行政運営に係るDXの有効活用につきましては、今年度の具体的な取組としてマイナンバーカードを活用した窓口申請システムの構築が完了し、本格運用を開始したところであります。本システムは、転入時の各種申請手続や証明書の発行などをデジタル化することにより、来庁者の書類作成に係る手間と時間が短縮されるなどの効果が期待されるものであり、窓口職員によるシステム入力作業も簡素化されることから、業務効率化が向上しコスト削減が図られるものと考えております。今後はさらに、国が整備したマイナポータルなどを活用し、自宅やスマートフォンから各種申請手続を行うことができるよう充実を図ってまいります。また、現在参画しております県、市町共同で取り組むデジシップひろしまより来年度新たにデジタル人材の派遣受入れを予定しており、こうした人材も活用し、職員一人一人がデジタルの特性をしっかりと意識して本市の実情に応じた施策を展開

してまいります。

次に、稼ぐ力についてであります。

本市の持続可能な行財政運営のみならず、産業を活性化させ、元気なまちをつくる上で地域の稼ぐ力をつくり出すことは重要と考えておりますので、竹原市デジタル田園都市国家構想総合戦略においては仕事づくりにつながる創業支援の充実や産業振興の促進、町の魅力向上につながる誘客基盤、仕掛けづくりの推進などに積極的に取り組むこととしております。

以上、答弁といたします。

議長（大川弘雄君） 6番山元議員。

6番（山元経穂君） それでは、再質問に入らせていただきますが、まず最初に本川浸水対策重点地域緊急事業に関してですが、昨年、中通小学校区内の4自治会長から本市議会へ陳情され可決した中通小学校区内の生活道路、橋梁整備の要望書の趣旨である様々な工事集中による地域の交通状況の改善並びに地域住民の安心・安全を担保することをお聞きするつもりでしたが、昨日同じ地域の高重議員から同様の質問があり、理解いたしました。高重議員と同様、私もこの工事の早期の完工を願っております。よって、私からは一言、答弁書にもありましたように、土地の買収等、課題はあると思いますが、県と諮りながら、地元の自治会長、町内会長、そして住民の皆様へ丁寧に説明しながら進めていただくよう要望しておきます。答弁はよろしいです。

それでは次に、改めて市民への啓発という視点でお伺いいたしたいと思います。

現在、強い地震が発生した場合、あの独特の警告音とともに緊急地震速報が各種放送媒体から一斉に発せられます。強い揺れが到達する前に、少しでも備えられる心構えができる上で大変有用なものであると考えます。しかし、有用過ぎるゆえんか、時々市民の方と地震の話をしていると、いざというときには緊急地震速報が鳴るから、その間があるから大丈夫とか、速報が鳴って10秒間あるから大丈夫などと話される方がいます。確かに、気象庁のホームページを見ると、速報発出後に揺れが到達するまで数秒から長くても数十秒あると書かれています。しかし、その間は極めて短い、また場合によっては間に合わないことがあるとも書かれています。実際、もし直下で断層型地震が発生すれば絶対に間に合いません。御答弁においても、地震はいわゆるリードタイムがないとありました。

そこで、市民の方にこのような地震の基礎知識を改めて啓発していくことが必要ではないかと考えますが、本市の御所見をお伺いいたします。

議長（大川弘雄君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） 地震に関する御質問でございまして、今議員からお話がございましたように、緊急地震速報でございますが、発表と同時に短時間で揺れが起こるということでございます。このたび能登半島でも大変な地震が起きたということ、また本市も南海トラフ巨大地震の発生予測が年々高くなっている、確率が高くなっているというところでございます。地震が発生した際は、特に大きな揺れになりますと、まずは身を守るということが大切と考えております。それは、まず低く頭を守り動かないというのが大変重要と考えております。そして、大きな地震の後はどうしても余震自体も大きい場合もございますので、現在地と比べてもっと強固な、丈夫な建物に移動するなりした上で安全を確保することが大事と思っております。また、緊急地震速報で発表があった際に、今議員のほうから御紹介がございましたように、時間的な余裕があるだろうという根底には自分だけは大丈夫だろうという、そういう意識がどうしても起こりがちだと思っておりますので、そういった意識もないように取り組んでいかなければならないと思っております。

市におきましては、緊急地震速報訓練ということで、J－A L E R Tを活用いたしまして市内の告知放送設備、屋外スピーカー等も活用いたしまして年2回訓練を行っているところでございます。その訓練に際しましては、先ほど申しました安全確保として、その行動といたしまして、まず低く頭を守り動かないを、そういった行動をとるというふうに受け止めております。それで、地震の場合はやはり津波が大変な問題になっておりますので、そういった津波が起こることも想定して、地震速報が出たら速やかにまず身を守ることと逃げる行動、行動に移すということを改めて、能登半島の地震がありましたので、市民の皆様もまだ危機意識というのはありますが、今後また時間がたつにつれてそれが風化してはいけないと思っておりますので、そういった緊急地震速報発表時における行動につきましても、市としても引き続きでございますが、広報啓発には努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 6番山元議員。

6番（山元経穂君） 今、部長の答弁にありました身を守るとか余震が来るとかというような、余震のことはちょっとあれですけど、大体防災ハザードマップでそういうことも当然啓発されているのではないかと思います。

そして、なぜこんな基礎的な当たり前のことを今回改めてお聞きするかというと、私が

こうやってやることもタネットを御覧になられている方への周知も含めてなのですが、第1回目のコロナワクチンがあったときに、コロナワクチンは御年配の方から先に打っていった、打たれた方が町でマスクを外して歩いているのです。たまたま私もその近くを通りかかって、これは不思議だと思って、何を話しているのかなと思って聞いたら、いや、もう私はワクチンを打ったからコロナにはかからないとかそういう話で、そういう誤解が伝わっていくのです。だからこそ、正確な知識を啓発していただきたいということで、今回このことをまず最初に聞かせていただきました。

それと、啓発ということなのですが、このたび新しく防災ハザードマップを作り替えるのに内水氾濫も記入しようということで、作成が遅れているということで繰越明許費になったという話なのですが、もし作るのだったら、こういう地震速報の先ほどのこととかも図画を入れて教えてあげてほしい。決して何十秒もあるわけではないよと、何があるか分からないよということとはちょっと入れてほしいなと思います。また、もう一つ、部長は御覧になられたことがあるかどうかちょっと分からないのですが、昨年も総務の常任委員会の視察で東京の本所の防災館に行きました。そのときに、地震の大きさ、マグニチュード、それを丸で表しているのです。実際、8、9といったら皆さんかなり大きい地震だといふので、その大きさ云々、あまり気にしないと思うのですが、3、4、5ぐらいまではあまり大きさは変わらないのです。でも、その8、9で物すごい大きさが変わるのですよ。これはどうしてかという、マグニチュードが1上がると地震のエネルギーが30倍になるので、マグニチュード3のときが4になる30倍とマグニチュード8の地震の30倍、マグニチュード9といったら物すごい地震のエネルギーが破壊的に違うわけで、こういうことももし可能ならば防災ハザードマップに書いて皆さんに啓発していただきたいと思いますが、その辺についてお伺いいたします。

議長（大川弘雄君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） 市民への周知啓発ということでございまして、お話がございましたようにハザードマップは内水氾濫のデータ等の取り込みの関係で少し遅れるということでございまして、一日も早い完成を目指しているところでございます。それまで、できる間に今の情報を伝えるというのは大変重要でございますし、SNSやホームページで伝える、デジタルの関係でも当然お伝えすることもございますし、アナログではございますが、地域での会議とか消防団の会議とかでも、そこでお伝えする中で周知を図っていきたいと思っておりますし、単発での周知啓発では終わりませんので、形を変えながらも

いろいろ継続しながらこの周知啓発は取り組んでまいらないといけないと思っておりますので、よろしくお願いします。

議長（大川弘雄君） 6 番山元議員。

6 番（山元経穂君） その辺のところの周知も、今部長の答弁にもありましたように、機会を見てぜひお願いいたします。

また次も、そうして啓発について伺いたいと思います。

防災において、自助、共助、公助というおのこの役割を示した言葉があり、市民の方もよく知っておられると思います。本市の地域防災リーダー研修会に毎年お越しになられる広島県防災・減災アドバイザーの瀧本浩一山口大学大学院創成科学研究科准教授は、自助、共助、公助のうち一番大事なのは自助だと言っておられます。私も同様の認識を持っています。実際、発災したとき、例えば地震であれば建物の倒壊から免れなければ次のことは考えられません。自助により生きてこそ、飲食料の確保、その他、そしてその後にく復旧、復興に関わることがなし得ます。

そこで、改めて自助の大切さを市民へ啓発していくべきであると考えますが、本市の見解をお伺いいたします。

議長（大川弘雄君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） 自助に関する御質問ということでございまして、これは防災・減災の面におきましても大変重要であると考えております。災害が発生した際は、まず御自身の身を守らないことには、ほかの人の援助とか災害の被害を抑えたりすることはできないというものと考えております。そのため、平時からの備えや防災知識を身につけるには、自助の取組は災害に対する備えの基本となると、このように考えております。災害時には自助が大切であるということはもちろんでございますが、加えまして、備蓄や災害時の避難経路の確認ということも自ら取り組むということは、自助として重要性があると考えております。起こってからでは遅いということもございまして、備蓄や災害時の避難経路の確認というのは、地震だけではなくてほかの自然災害、特に風水害等におきましても、大雨、台風時につきましてもそこは重要でございまして、自助の重要性につきましては引き続き周知啓発に取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 6 番山元議員。

6 番（山元経穂君） 全く部長さんがおっしゃられるとおりで、日頃から備えておくこと

が自助につながっていくと思います。昨日も同僚議員の質問で、日頃から水をためておく、いざというときに何かに使えるということも、これも大事な自助の話であると思います。

それで、自助に関してなのですが、例えば大雨があったときとしましょうか、自分で逃げることも自助の一つだと思うのですが、このときに、情報を基に当然自主避難という形になりますよね。そこで、よく言われることなのですが、これは用語の話になるのですが、防災気象情報で警戒レベル4は避難指示で、またあと同様に自治体が避難勧告というような言葉を使われます。ただ、避難命令という言葉は絶対にない言葉ですよ、命令は絶対にできないので。だから、こういう避難命令はまだかなというような勘違いをされる方もひょっとしたらいらっしゃるかもしれない。だから、正式な用語もやはりきちんと啓発していただきたいと思いますが、その辺についてお伺いいたします。

議長（大川弘雄君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） 避難指示等の例もございました、確かに命令ではございません。今は一応、レベル3、レベル4、レベル5ということで、以前は言葉だけで申しおりましたけれども、今はレベル3が高齢者等避難、レベル4が避難指示、レベル5が緊急安全確保というふうになっていると思っております。ただ、このレベルの表し方を、また国のほうもいろいろ検討されているようでございますので、でき得れば出水期までに何とか見直しを図れるのであれば、それは行っていただきたいと思っておりますが、今の段階ではレベル3、レベル4、レベル5という表示でございます。確かに、おっしゃるように、受け止め方としてなかなか言葉では分かりにくいということから数字に改訂されたというものでございますが、それはそれで今度はこの数字の意味がなかなか伝わりにくい面もあるやには聞いておりますが、我々としましてはいざというときの行動に移すための目安でございますので、そこは速やかに行動に移せるように、風水害、地震を問わず、このことにつきましても周知は図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 6番山元議員。

6番（山元経穂君） 国のほうで見直しがあるということなのですが、これも啓発ということなので、要するにそういうことが確定したらできるだけ早い段階でまた市民の皆さんにいろんな場で周知を図っていただいてほしいと思います。

それでは次に、防災の関係でSNSに関しての啓発についてお伺いいたします。

本年1月24日の読売新聞オンラインに、能登半島をめぐるフェイク——偽、うそという意味ですが——フェイクニュースに関する記事がありました。その中で、フェイクニュースや誤情報の事例として、架空の地名や救助の要請、東日本大震災発生時の動画を加工したと見られる津波の映像の流布、復旧作業を行う通信関連事業者の車両を不審車両として注意を呼びかけなどが拡散したとされています。平成28年に発生した熊本地震の折も、動物園からライオンが逃げ出したという加工した画像付きのフェイクニュースが流されました。SNSは、ファクト、事実です、事実を伝達するなら被災者には貴重な情報源となりますが、フェイクならば混乱の渦中にある被災地、被災者にさらなる苦痛を与えるだけです。

ネット環境の研究分野で様々なマスコミに取り上げられている方の一人に、山口真一国際大学グローバル・コミュニケーション・センター准教授がいます。山口准教授の研究チームがフェイクニュースの事例を使ってうそだと見抜けるか試したところ、全体の77.5%の方が見抜けなかったそうです。しかも、ファクトチェック、最初にうそがあるという情報を事前に知らせておいてもこの結果でした。特に、年齢層でいえば50代の80.1%、60代の84.4%が見抜けませんでした。だからこそ、山口准教授は、情報を適切に判断し、情報を通じて決定を下す能力である情報リテラシーを学び、フェイクニュースを拡散しないことの必要性を説いています。そして、私たちにできることは、1、拡散する前に一呼吸おいてほかのいろいろな情報に当たってみる。2、メディアや信頼できる人からの情報であつてもうのみにせず、安易に拡散しない。3、感情的な拡散は危険なので控える、だとしています。先ほどの記事で、国もこの対策に乗り出すとしていますが、本市においても、いざというときに市民の方がフェイクニュース、誤情報に巻き込まれない、注意していただくことを啓発していかなければならないと思いますが、本市としてはどうお考えですか。

また、SNSが児童生徒に身近なものとなった今、本市の教育においても同様に取り組む必要があると思いますが、教育委員会のお考えも併せて伺います。

議長（大川弘雄君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） 災害時の情報における冷静な対応という御質問であろうと思っております。

このたびの能登半島の地震に関することでも、インターネット、SNSの偽情報、誤情報に注意くださいということで総務省のほうが注意喚起をされているところでござい

す。その中によりますと、情報としては公的機関による支援や施設利用に関する不確かな情報、被災住宅について不要なはずの住宅改修工事を勧める投稿、不審者、不審車両への注意を促す不確実な投稿、こういったものが頻繁に出されているということでございまして、国のほうもこういった情報には注意くださいということでございます。

そうした中で、議員のほうからございましたように、災害発生時にはインターネットやSNS等を通じまして、正しい情報だけではなく誤ったものも多く発信されるということでございます。真偽の不確かな情報は、公的な機関や報道等により必ず確認することが重要となります。偽情報や誤情報に惑わされないために、冷静に情報を受け止めるよう、市としても呼びかけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 教育委員会参事。

教育委員会参事（富本健司君） 児童生徒への情報リテラシーの育成ということでの御質問だと思います。

SNSは、災害時の情報収集、連絡等、重要な手段としてその必要性は高まっているというふうに考えております。その一方で、災害時におきましては不安や混乱から、議員御指摘のようにいわゆるデマやフェイクニュースが拡散されやすく、社会的な問題となっております。デジタル機器の活用が日常的になるにしたがって、児童生徒がSNS等インターネット上の誤った情報により犯罪等のトラブルに巻き込まれたり、根拠のない誤った情報をインターネット上に拡散することにより、社会的な混乱を招いてしまい、その結果、名誉毀損や誹謗中傷等の加害者になったりするケースも考えられます。そうした状況を受けまして、災害時においても冷静に情報を取捨選択し、それらを正しく活用し、命を守る行動が取れるよう、災害時の情報との向き合い方に焦点を当て情報リテラシー教育に取り組んでいく必要があると考えております。

現在、市内各学校におきましては、道徳科、特別活動等において、デジタル機器のメリットだけでなく危険性を含んだデメリットについても事例を基に学習し、デジタル化が加速するこれからの情報社会において必要となる情報モラルの教育を推進しているところであります。また、あらゆる機会を活用しまして、警察や携帯通信会社から講師を招きまして、より専門的な視点や知見を基にウェブやSNSなどあふれる情報の中のいわゆるファクト、フェイクについて正しく情報を取捨選択し、また判断、活用したりする力の育成を図るなど、情報化社会における危険性や対処法など、保護者も含めて御指導いただい

るところであります。こういった情報リテラシーの育成を通しまして、真偽について確かめようがない情報に接した際は内容をうのみにしてすぐに拡散するのではなく、発信元は誰なのか、根拠はあるのか、ほかにも同様の情報があるのかなど、特に自らの命を守るべき災害時等におきましては冷静に情報に向き合えるように、そういった教育を推進していければというふうに考えております。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 6 番山元議員。

6 番（山元経穂君） 教育委員会さんですが、昨年のおよそこの時期の一般質問でも生成 A I について——C h a t G P T ですか——をお伺いしたときと大体同じ答弁、それは情報リテラシーに関するものなので同じような答弁になると思うのですが、警察とかそういう方、外部の知識人というか知見のある人を呼んでやるということは非常にいいことだと思います。

それで、なぜこれを教育委員会にもお尋ねしたかという、やっぱりこういうことは年齢の低いうちから身につけていくことこそ力になっていくと思うのです。だからこそ、教育でそういう環境があるのだったらそういうところで学んでいくことが必要だと思います。

ちなみに、先ほどの研究なのですが、実は 10 代でも 78.5%の方がうそ、フェイクを見抜けなかったという話もあります。ついでに言うと、20代 75.7、30代 74.7、40代が 74.0 で、先ほどの 50代、60代と合わせて全体で 77.5%の方が見抜けなかった。これは本当に難しい話だと思うのです。今も言った生成 A I なんて、ますます画像が加工されて複雑化していったら、もう今生成 A I の伸びが 1 年前と比較しても全然飛躍しているので物すごい難しい、こういうフェイクニュースに使われると大変難しい状況になってくると思うのです。実際、先ほど例を出した山口准教授も、フェイクニュースのない社会はない、これはもともとネット社会があろうがなかろうが、世の中とはそういうものだったのかもしれないですけど、拡散しますよね、今。テレビとか新聞とかという、ちょっと時間をおいてではなくて、即、数秒後に、もっと早いかもしれない、拡散していくので、こういうことに、より注意をしていかなければならないと思うので、その辺の教育に関して、また市の、さっき総務部長もお答えになられたと思いますが、この辺のことの啓発もしてもらいたいと思います。

あと、言い忘れていましたが、先ほど保護者と共にということで、保護者にももちろん

そういうことの啓発を行っていただきたいと思います。

続いて、次の質問に入りたいと思います。

次は、防災のところで防災訓練、リアル防災訓練についてお伺いしたいと思います。

リアル防災訓練とは、リアル、より現実的な防災訓練という意味です。それには、体験訓練など様々なものがありますが、昨年１２月３日に配信された日テレニュースから日本航空の事例を挙げてみたいと思います。

日本航空は、本社の建物を利用して、セミナー中に首都直下地震が発生した想定で訓練を行うのですが、このとき被災や死者役を演じたのは、同社の社員ではなく慶應大学の学生です。私も、ニュースを見た後、また動画で見ましたが、被災者役の学生はまさにリアルで、地震への対応をしようとする社員に、こんな建物にいて大丈夫か、また津波の襲来の想定では、この会場のマニュアルはどうなっているのですか、早くしないと間に合いませんよ、など、厳しい声が飛び交います。約１５分程度の訓練でしたが、かなり鬼気迫った緊迫した感じを受けました。本市においても、近隣の大学、特に防災研究をしている先生や学生と協力してこのようなリアル防災体験を行えば、非常時の対応力向上のみならず、官、学のより一層の連携を図ることもできると考えますが、本市の御所見をお伺いいたします。

議長（大川弘雄君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） 防災訓練に関して、リアル防災訓練ということを今御紹介いただきましたが、お話がございましたように、実際の有事を想定して実践的な災害への対応力というものが問われる訓練であろうと思っております。平時からの災害対応力を高めるためには有効な訓練であるということは、今お聞きする中で思ったところでございます。また、今、日本航空さんの訓練の事例を出されましたが、他の団体でも様々な訓練をされていると思っております。そうした中におきますと、先ほどの大学、学術機関等との連携ということもございますし、民間事業者等とも連携が図れるのではなかろうかと思っておりますので、その点も含めまして、よりよい参考事例がございましたら本市としても調査研究はしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） ６番山元議員。

６番（山元経穂君） ぜひ調査研究して、できれば実践でやってみていただけたらと思

います。それで、なぜ防災研究をしている大学生、普通だったら高校生でもいいのですが、大学生は防災研究をしている先生の下でのゼミ生なので、かなりそういう知識があるから言っていることがリアルなのです。高校生や中学生を混ぜてやっても面白いのではないかと、面白いと言ったらちょっと語弊があるかもしれないけど、いい訓練になるのではないかなと思いますが、ちょっとまだ難しいかなと思って。それと、官、学の連携にもつながりますよね。こういうことから、また県内の大学等と連携するいい機会にもなると思います。そしてまた、日航さん、すごいのは年に1度こういう厳しい訓練をしないとCAさんもパイロットも搭乗できないということになっているのです。

それで、この話がどこに続くかというと、最初に壇上で申し上げた1月2日の事故、海上保安庁との航空機の事故のときに一人の犠牲も出さずに避難誘導できたという、それは日頃から、これは日本航空の社長さんや関係者が言われていることなのですが、やっぱり日頃の訓練が役に立ったというようなことを述べているわけです。だから、本市としてもこういうことをやってみてはどうかなと、もう一度お聞きしたいと思いますが、お願いいたします。

議長（大川弘雄君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） そうですね、実際の有事はいつ何どき起こるか分かりませんので、そういったことも踏まえまして様々な取組は必要と思っておりますし、実際訓練をすることによって、これも当然単発でなくて繰り返し様々な形の訓練が必要と思っておりますので、そういった意味でも今御紹介いただいた事例は参考になると思っておりますので、何とかそこは検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 6番山元議員。

6番（山元経穂君） ぜひよろしく願いいたします。

それでは次に、2題目のデジタル田園都市関係の話題について質問してまいりたいと思いますが、その前に、1年前の令和5年第1回本市定例会の一般質問で、総合戦略等に関する補助金があれば早期に事業者が活用できるよう周知してほしいと提言しました。その後、担当課のほうですぐにメールマガジン等で周知する体制をつくっていただきありがとうございました。何社からか、私の知っている会社からもその取組がよかったというような声もお聞きしております。本市の産業振興のために事業者に対する配慮を引き続きお願いしたいと思います。

それでは、次にデジタル関係の話に入っていきたいと思います。

まずは、行政運営の分野から入りたいと思います。

壇上で行政運営に関わるDXの有効活用についてお尋ねしたところ、新たなシステムの導入で手間と時間の短縮による市民サービスの向上、それに伴い職員の業務効率の向上等が図られるとの御答弁でした。

そこで、さらなる行政運営、事務の効率化について、先進的な事例を挙げてお伺いしたいと思います。

ジャーナリストでコンテンツプロデューサーの松本淳敬和学園大学国際文化学科准教授は、著書「地域創生DX」の中で、総務省、行政管理局のオフィスの変革について述べています。行政管理局ではパーテーションをなくしペーパーレス化を進め、書類ロッカーを最小限にしてすっきりとした空間をオフィス内につくることで、従来からは考えられない役所らしくないスマートワークを実現しています。また、これに加えて職員の配置をグループアドレス化することにより、仕事の進捗の共有やコミュニケーションを図りやすくして業務の効率的改善を行っています。実際、このような体制で行った国会答弁の作成は、関わった人数20名で40時間の残業時間削減に成功したとのこととあります。もちろん、行政管理局と本市では業務量や部課当たりの職員数が違うことは理解しておりますが、行政事務の変革を推進する場合、行政管理局の事例は示唆に富んだものであり、本市においても一考の余地があると捉えますが、本市の御所見をお伺いいたします。

議長（大川弘雄君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） 業務の効率化ということで、総務省行政管理局のオフィス改革の御紹介がございました。そうした中で、総務省行政管理局では、お話がございましたようにかなり早い時期からこのオフィス改革に取り組まれて推進されているということでございます。テレワークの実施率やペーパーレス化も進んでおられて、いわゆる働き方改革ですか、その職員の働き方に対する考え方を変えたということでございます。

働き方を見直すには、当然現在の仕事のやり方が全てではないということで、それをよしとせず廃止も含めて根本から見直し、職員がより高い業務に従事できるように改革に取り組むことが不可欠ということ。また、意識の改革も含めまして、本市におきましても昨年の7月には元総務相の情報化審議官の方にお越しいただいてDXの研修会も開いたところでございます。また、昨年8月には書かない窓口を現在運用開始いたしておりますが、その先進自治体である北海道の北見市の職員の方にも来ていただいて見聞を広めたと

ころでございまして、窓口業務の改善を推進してきた現在に至っております。

D Xを活用した業務改革の取組につきましては、大変重要でございまして、職員の働き方にも直結するものでございます。また、柔軟な働き方のニーズに対応していくことで適切なデジタルを活用いたしまして職員の業務の改革に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 6 番山元議員。

6 番（山元経穂君） この後、続けて部長の答弁の後に言おうと思っていたのですが、部長のほうから出たので、これが結局何につながるかといったら、今部長がおっしゃられたように働き方改革につながっていく大事な話なのですね。仕事のやり方を見直す、B P R、ビジネス・プロセス・リエンジニアリング、今までの業務を見直して無駄をなくしていくということにもつながっていくということで、業務作業を効率化していくことができるということなのです。それで、大体行政で私たちもよく言うことではありますが、どういう削減効果がとかといったら、何%減らせとか人員削減目標であったり、すぐそういう方向に行くのですが、これだったらはっきり言ってお金もかからずにできたりするわけです、事業費を減らせというわけでもなく。それでコミュニケーションができたり、業務の効率が上がっていて、一番いいのは、それによって職員の士気が上がるのが一番理想かなと思います。また、ついでに言えば、この総務省行政管理局では夏の生活スタイルの変革で、サマータイムを導入してサマータイムで本当に早く帰れるように、夕方が活用できるようにゆう活などでワーク・ライフ・バランスを取っているわけなのです。こういうことにつながっていくと思うので、ぜひこういう効率化は実現していったほしいと思います。

それでは次に、デジタル田園都市総合戦略に関して観光の分野でお伺いしたいと思います。

先ほども紹介した松本准教授の著書で、観光について、メタ観光、メタとは超越したとか仮想という意味であります。メタ観光について触れます。

メタ観光とは、現地にいなくてもデジタル技術を介してその現地を一定体験できるというものです。V Rといったら、バーチャル、仮想のという意味です。V Rの空間であり、一例として分かりやすく言えば、パソコンやスマートフォンの画面を通して行っていない場所を体験、実感できるというものです。本市も観光分野において種々発信し、耳目を集

めることに一定の成果を上げていることは認識していますが、さらなる本市への興味を引くためにメタ観光についての取組を視野に入れてもよいと考えますが、本市の御所見をお伺いいたします。

議長（大川弘雄君） 観光まちづくり担当部長。

観光まちづくり担当部長（國川昭治君） デジタル技術、メタバース等を活用したメタ観光につきましての御質問でございますが、メタ観光につきましては先ほど議員のほうで御紹介いただいたとおりでございますが、近隣の岡山の商店街のほうでは同様の取組をしております、メタバース等デジタル技術を駆使した画期的な取組ということで、とりわけAR技術を活用したイベントなどを開催いたしまして、実際に仮想空間の中で多くの観光客が訪れ、また知名度もアップされているという実例もございます。そのような岡山市の商店街の取組については、若者を誘客する仕掛けづくりとしては非常に効果大きいものと考えているところではございますが、一方ではデジタル人材の確保や費用面等について、やはりまだ課題があるのかなという部分は感じているところでございます。

デジタル技術を活用した観光という部分でございますが、本市におきましてもいろいろ取り組んでいるところでございまして、竹原DX事業に参加しているスタートアップと連携いたしまして、まずはAIを活用した観光情報の発信、あるいは竹原を舞台としたミステリーツアーを実施させていただいているところでございます。このミステリーツアーについては、インターネット上の空間において実際に体験いただくことと、あわせてリアルに竹原のほうに訪問いただいた上にて周遊していただきながら体験していただくという2点を実施させていただいております。

まず、インターネット上のを御紹介させていただきますが、竹原を舞台としてツアーを複数実施させていただいているところなのですが、現在約2,000人を超える多くの方がこのツアーを体験いただいているということで、やはり若者には非常に受けるものだというように感じております。また、リアル版としては町並み保存地区と大久野島を舞台に現在1泊2日のミステリー体験ツアーを実施させていただいているところでございますが、現在39名の方に申込みいただき、現在体験ツアーに参加いただいているところでございますが、こうした新たな観光コンテンツとして、やはり若者からも注目されているというところでございます。

今後におきましても、観光客の増加あるいは観光消費額の増加を目指しまして、本市の観光資源を生かした観光コンテンツの開発に加え、こういったデジタル技術を活用した観

光コンテンツの開発あるいはデジタル技術を活用したマーケティング調査等を観光まちづくり機構を中心に、また観光関連事業者と連携しながら、取組ながら、地域の稼ぐ力をつくり出してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 6 番山元議員。

6 番（山元経穂君） 今、部長からあったミステリーツアー、これは別に会社名を出してもいいと思うのですが、マダミスコンテストとかそういうのをやっていたあれですよね。このマダミスは今ここで説明しようとしたらなかなか、それだけで30分ぐらい多分かかると思うので、部長の言われるようにミステリーツアーで、これは結構人気を呼んでいるということで、後でまたちょっと触れますが、竹原DXにも、部長のほうからもあったように参加されていると。

バーチャルの空間がなぜいいのかと、朝も先輩議員のほうからもありましたが、結局ネットを活用してではないですけど、仮想でその町を見てそこがいいと思ったら今度はそこに入り込めるのです。その事例として、例えばちょこたび埼玉という埼玉県の公式観光サイトでしたら、川越とか長瀬、秩父といった県内の観光名所を動画で紹介し、バーチャル背景、バーチャル動画等を活用して、バーチャルキャラクターにも活用して、その名所、名所を紹介したりとか、これは本市のホームページでもやっていることですが、そこからまたお土産サイトとかそういうものにつながっていくということで、実際それを見た人がまた興味を持っていく。確かに川越なんかは東京が近いというところで、観光客の数も多いのですが、本市としてもメタから現実に入っていくということはもうぜひ、これも一つのSNSの活用と一緒にということです。そういうところに視点を向けてやっていきたいし、若者に注目されるようにと部長の答弁にもありました。また、デジタル技術に伴うマーケティング調査も行うということで、これはこれでぜひ今後とも進めていっていただきたいと思います。市場動向を調査することは非常に大切だと思うので、よろしくお願いいたします。

それでは次に、本市のデジタル田園都市総合戦略から産業振興等の分野、デジタル田園都市国家構想でいう稼ぐ力についてお伺いいたします。

現在、デジタル産業振興という視点で本市の施策と捉えると、一般社団法人ローカルイノベーション協会と連携して進めている竹原DXが挙げられると思います。昨年8月、その拠点となる町並みの古民家で行われた竹原DXのスタートイベントに参加して、本市で

D X企業を創立することにより地域のにぎわいや課題の解決に挑む6社の概要をお聞きすることができ、大変興味深く感じました。それに続く10月の中間報告にも参加したのですが、報告会には湯崎英彦広島県知事もお越しになられており、1社ごとの説明に熱心に質問されていました。また、D X企業のことのみならず、県内で比較的大きな市町ではなく本市のように小さな町でこのようなD Xが進められていることにも関心をお持ちになられたのではないかと推察いたします。そして、竹原D Xで実施している企業が、昨年12月24日、先月1月7日の中国新聞をはじめ、その他経済関連媒体でもそれぞれの企業活動を取り上げられています。既存の企業形態の企業誘致も大切ですが、コロナ禍において加速したとも言える社会のデジタル化は今後不可避なものであり、これから先の将来を見越すとD X産業の重要性は言うまでもありません。もちろん、前提として本市が主体として経営する、また経営に関わるわけではありませんが、竹原D Xと連携してD X企業の支援、育成を継続して行っていくことは、本市の稼ぐ力を向上させるために必要だと考えます。次年度の当初予算案にこれらに関するものが計上されているのは承知していますが、今後本市は竹原D Xと連携していく中でどのような展開、展望をお持ちになられているのか、お伺いいたします。

議長（大川弘雄君） 観光まちづくり担当部長。

観光まちづくり担当部長（國川昭治君） 現在取り組んでおります竹原D X事業についての質問でございます。

国のデジタル田園都市国家構想基本方針におきましても、今回の構想では地方に仕事をつくる、あるいは人の流れをつくるという中で、国においてもこういったスタートアップの育成については力を入れられているところでございます。また、こういう事務所、こういうスタートアップを誘致して地方に仕事を創出というのは大事なことを考えております。

そういう中で、本市におきましては、竹原D X事業といたしまして、先ほども御紹介いただきましたが、首都圏等から観光あるいは環境、また製造といった分野で全体で6社のスタートアップを誘致いたしまして、市内の事業者と連携を図りながら実証活動を行う事業を行っているところでございまして、その事業を行うことによりスタートアップの成長を支援しているところでございます。こういった取組については、デジタル技術等を活用した革新的なサービス等を提供するスタートアップの誘致でございまして、いわゆる都市部から新しい人の流れをつくるということだけでなく、市内事業者や若者との交流により

新しい技術、アイデアに触れる機会や関心を持つ機会を提供することができているものと考えており、本市の人材の育成や町のにぎわいにつながるものと考えているところでございます。

また、竹原D X事業の推進を通じまして、現在活動いただいている6社をはじめ、今後も革新的なサービス等を提供するスタートアップを誘致いたしまして、若者にとって魅力的な業種の市内での創業や、それによる雇用の場の創出を促してまいりたいと考えておりまして、これによりまして若者の移住・定住につなげていけたらというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 6番山元議員。

6番（山元経穂君） これからもスタートアップ企業が誘致できるかもしれないというような答弁だったと思いますので、期待しておきます。また、これはイノベーション協会の代表理事を務めている桶谷代表理事の力というか、人脈も結構大きいのだと思うので、その辺もうまく連携しながら進めていっていただきたいと思います。

それで、デジタル企業、このD X企業なのですが、何が今うまくいきかけているか、うまくいっていると言ってもいいのかもしれませんが、その企業単体で終わらずに、要するに市内の事業者とも連携しているというのが大きいと思うのです。例えば、ある企業なんかは瀬戸内ゴルフリゾートさんと連携したり、中央こども園さんとも連携したり、あるところは運送会社とも連携しながら観光の周遊に貢献していると。そうやって、デジタル企業単体でそのことで終わるのではなくて、それが地元にもともとある地場の企業に波及していったこそ竹原市の産業構造力を上げていくことができると思うので、これが大きいことだと思います。

それともう一つ、大事な視点があって、昨今話題の話ですが、この一般質問でも出ていますが、人口減少の問題が出ているのですよね。先般、2月12日の中国新聞で、中国地方の生産年齢人口減少率上位の市町村で竹原市が8位に入っていたと。喜ばしいニュースではありませんが、これにあまり打ちひしがれる必要もないかなと。逆に言うと、もうこの記事に出ているデータってもう落ち切っているところは出てこないのです。逆に言うと、まだこれだけの可能性がある、これだけの人間、これだけの人を、生産年齢人口を竹原で維持できる可能性があるとしたら、ではどうするかといったら、仕事や雇用の創出の場をつくっていくしかない、稼ぐ力をつくっていけばいいだけの話で、これを、人口ビジ

ョンにもあったように、社会減を防ぐということで抑制していくような方向に持っていくべきだと思うのです。それで、稼ぐ力とこのDX企業の関係なのですが、普通、国でいったらGDPと言ったら皆さんぴんとくるかもしれないのですが、市の総生産額でいってもGDPは同じ概念だと思います。それで、GDPの計算算出の方法として、みんなの所得の平均掛ける総人口ということなのです。では、総人口が減るのだったらみんなの所得の平均を上げるしかない、もう労働生産性を向上させるしかないということですよね。そのときに、DXとかデジタル産業でいう知的情報産業ですか、労働生産性が高いので、稼ぐ力、本市の生産額にも貢献していくものであらうと思って、そういう意味でもやっぱり視点が大きい。それと、先ほども述べましたが、コロナ禍でもう加速していて、もう社会のデジタル化自体が不可避なものになっている。だから、本市も当然デジタル田園都市構想に取り組んでいって第6次総合計画のよりよい実現を目指していくということだと思うので、ぜひ今後とも稼ぐ力の充実を図っていただきますようによろしくお願ひしたいと思っています。

それで、次にデジタル田園都市総合戦略から、施策の方向性でいえば移住・定住の促進と歴史文化を生かしたまちづくりの推進に関するところでお伺ひいたします。

先月27日の中国新聞で、今朝も先輩議員からありましたが、「池田勇人元首相を児童が劇に」と掲げて、吉名学園の6年生21人が池田元首相を題材に劇を創作し、住民たち約50人を前に披露したとの記事を目にしました。その記事の中では、創作に関わった元首相の孫である池田明子さんの「劇を通して、祖父がやりたかった人づくりが母校で実践されているのが分かり感動した。」、またナレーション等を担当した児童の、「みんなを豊かにしたいという思いを強く持っていた人。自分も目標のために頑張りたい。」とのコメントも掲載されていました。郷土の偉人の親族からエピソード等を教えてもらい、劇にしたことは、先ほどの児童のコメントのようによい刺激になったのではないかと思います。教育委員会が、以前から他の学校で塩作りの劇など、教育に本市の文化を取り入れ町への愛着となるシビックプライドの取組を行っているのは私も理解しています。ただ、近年、地方創生が言われ、地方の人口減少が課題として取り上げられる中で、シビックプライドの醸成が定住の一助となると考えます。教育委員会においても、先述した池田元首相の創作劇から児童生徒への教育を行う中で、改めてシビックプライドについて考える機会になったのではないかと思います。教育委員会の御所見をお伺ひいたします。

議長（大川弘雄君） この際、会議時間を延長しておきます。〔午後3時54分〕

教育次長。

教育委員会教育次長（沖本 太君） 定住促進に絡めまして、学校教育におけるシビックプライドの醸成についての御質問でございます。

本市だけに限らず、人口減少が進む多くの市町村における共通の課題の一つといたしまして、高校卒業後の方が魅力ある進路先または就職先を求めて、そういった選択肢を求めて市外のほうへ転出されている、それは本市においても大きな課題であると、そのように認識しております。こうした、人生の節目で一旦転出されたとしても、将来本市にＵターンしてきていただいて地域を支えていただく人材になっていただく、またどこに住まわれていても竹原市のことを忘れずに本市の魅力を発信していただいたり支えようとする気持ちを持っていただく、そういう人材になっていただくためには、本市への愛着、誇りを持ってそれを高めてこのまちづくりに当事者意識を持っていただく。議員さんがおっしゃられる、いわゆるシビックプライドの醸成というものは非常に重要な取組であり、それを学校教育、若いうちから行っていくということは、そのシビックプライドの芽を育てる意味でも非常に有効的ではないかと、そのように考えております。

こうしたことから、各学校における教育活動におきましては、地域の伝統文化、また自然などの魅力を知ったり、あと地域活動に関わることで地域との結びつきを強めて関係性を強める取組、そういったことを教育的価値を持たせながら進めているところでございます。例を出していただいた吉名学園の取組、また塩作りの劇といえば竹原小学校の取組になるわけですが、そういった取組以外の具体的な例を御紹介させていただきますと、大乘小学校におきましては福田の獅子舞の伝承、また竹原西小学校におきましてはハチの干潟の研究、東野小学校、荘野小学校、仁賀小学校におきましては地域に伝わる太鼓の演奏、また忠海学園と吉名学園のそれぞれの３年生がそれぞれの学校を訪問して、交流を通じてお互いが調べた地域の魅力を発表し合うような、そういった取組も行っております。また、竹原中学校が駅前ウォークブルに参加、そういった、各学校で取組を進めておりまして、地域の魅力を知る、また地域住民と結びつきを強めることなどを通じまして、シビックプライドの醸成、また児童生徒の資質能力の育成に努めているところでございます。

また、令和３年度から市内全校で導入しているコミュニティ・スクール、その推進によりまして、地域と児童生徒の関わり合いというのはこれまで以上に非常に緊密なものとなっていると、そのように考えております。令和５年度の県の調査におきましては、自分の住んでいる地域が好きと回答した本市児童生徒の割合は８０％を大きく超えていると、そ

ういった状況でございます。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 6 番山元議員。

6 番（山元経穂君） 本市においては、各学校でいろんな取組をして、それぞれのもうちょっと細かい意味での地域文化を大事にしているということで、あまり時間がないので簡単に紹介しておきますが、例えば岐阜県の可児市なんかはチャンバラ合戦と、スポンジの剣とカラーボールで合戦をやっているわけです。年間、大体 100 回ぐらい行っていて、これがまた国家公務員の総合研修にも採用されたりしていると。特に、子供たちをはじめいろんな御年配の方も参加できると。では、そのきっかけになったものは何かといったら、戦国の城跡が結構残っていると。戦国時代が好きな方だったら、すぐ名前を思い出す森蘭丸とか明智光秀の出身地でもあって、そういうことの文化を教えながら子供を育てていくと。これは、もちろんこれだけが効果があったわけではないですが、可児市では平成 28 年に 3 万 9,945 世帯だったのが昨年令和 5 年 2 月に 4 万 3,829 世帯まで伸びている、こういうことも地域の文化事業としてやっている市もあるのだということだけ紹介しておきたいと思います。

それで、もう時間もなくなってまいりましたので最後になりますが、今回の一般質問では 1 題目に市民の安心・安全な生活のために必要な防災に関することとお伺いいたしました。また、2 題目として本市の後期基本計画を実現するために必要な竹原市デジタル田園都市国家構想総合戦略について、地方創生に欠かせない要素である稼ぐ力、シビックプライドを中心にお伺いいたしました。次年度から 5 年間の期間で進められる本市の最上位計画である後期基本計画が充実したものとなるために、今回の一般質問を含めて、市長の御所見をお伺いいたします。

議長（大川弘雄君） 市長。

市長（今榮敏彦君） 様々御意見をいただきまして、まず 1 点目の防災に関する御質問につきましては、まさに能登半島地震を契機として様々な取組と申しますか、認識というものを新たに作る機会となったのは間違いないと思います。るる御意見もいただきましたし、私どもも御答弁申し上げましたけれども、いずれにしても施策を推進していくと同時に、あるいは意識啓発を共有する、そのためには啓発をしっかりとしていくということが最も重要なことではないかなというふうに認識をしております。しっかりと対応していきたいと思っております。

また、来年度からスタートいたします後期基本計画につきまして、デジ田の観点からの御意見、御質問をいただいております。いずれにしても、人口ビジョンを検討の段階で課題となったいわゆる社会減、自然減、これへの対応、そしてこれらに対してにぎわいと活力の創出というものをいかに取り組んでいくかということが後期基本計画の推進にも肝になるものというふうに認識しております。様々な御意見をいただいております。しっかり来年度以降の事業推進に生かしてまいりたいと思っております。

議長（大川弘雄君） 以上をもって山元経穂議員の一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

議事の都合により、２月２９日午前１０時から会議を再開することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後４時０１分 散会